

フィリピン

フィリピン共和国

面積 30万km²

人口 4401万人（1976年推計）

首都 メトロ・マニラ

言語 フィリピン語（タガログ語）（ほかに公用語として英語）

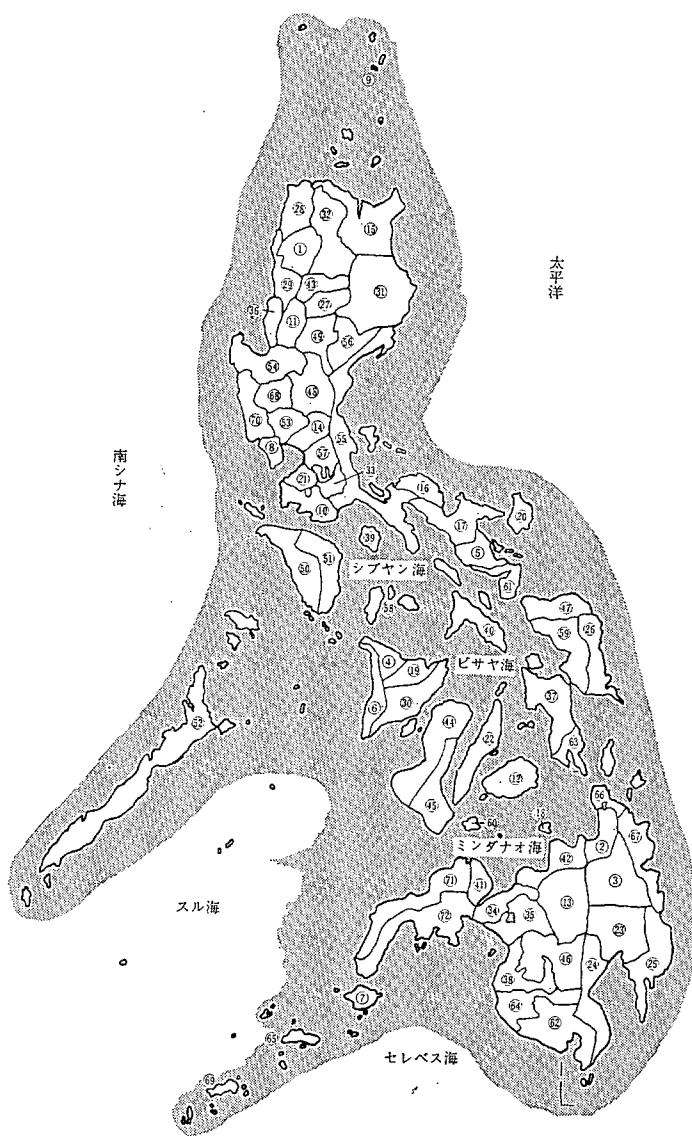
宗教 ローマ・カトリック教（ほかにフィリピン独立教会、回教、プロテスタント）

政体 共和制

元首 フェルディナンド・E・マルコス大統領

通貨 ペソ（70年2月21日以後変動相場制）

76年12月24日現在中心相場1米ドル=7.428ペソ、IMF平価は1米ドル=3.90ペソ。)



番号 州名

① Abra	⑤7 Leyte
② Agusan del Norte	⑤8 Maguindanao
③ Agusan del Sur	⑤9 Marinduque
④ Aklan	⑩ Masbate
⑤ Albay	⑪ Misamis Occidental
⑥ Antique	⑫ Misamis Oriental
⑦ Basilan	⑬ Mountain Province
⑧ Bataan	⑭ Negros Occidental
⑨ Batanes	⑮ Negros Oriental
⑩ Batangas	⑯ North Cotabato
⑪ Benguet	⑰ Northern Samar
⑫ Bohol	⑮ Nueva Ecija
⑬ Bukidnon	⑯ Nueva Vizcaya
⑭ Bulacan	⑰ Occidental Mindoro
⑮ Cagayan	⑯ Oriental Mindoro
⑯ Camarines Norte	⑲ Palawan
⑰ Camarines Sur	⑳ Pampanga
⑱ Camiguin	㉑ Pangasinan
⑲ Capiz	㉒ Quezon
㉐ Catanduanes	㉓ Quirino
㉑ Cavite	㉔ Rizal
㉒ Cebu	㉕ Romblon
㉓ Davao Del Norte	㉖ Samar
㉔ Davao del Sur	㉗ Siquijor
㉕ Davao Oriental	㉘ Sorsogon
㉖ Eastern Samar	㉙ South Cotabato
㉗ Ifugao	㉚ Southern Leyte
㉘ Ilocos Norte	㉛ Sultan Kudarat
㉙ Ilocos Sur	㉜ Sulu
㉚ Iloilo	㉝ Surigao del Norte
㉛ Isabela	㉞ Surigao del Sur
㉜ Kalinga-Apayao	㉟ Tarlac
㉝ Laguna	㉟ Tawi-Tawi
㉞ Lanao del Norte	㉞ Zambales
㉟ Lanao del Sur	㉞ Zamboanga del Norte
㉞ La Union	㉞ Zamboanga del Sur

（注）数字は州名を示す

1976年のフィリピン

—完了した正常化への体制固め—

戒厳令5年目を迎えた今年マルコス政権は、その支配体制を戒厳令下の暫定的な形態から制度上より安定した戒厳令なき独裁体制へスムーズに移行することを可能にする憲法修正を強行した。しかしその過程は、回教徒反乱をはじめとする治安状況、不確定な経済状況とからみ合い極めて曲折したものとなった。

共産党幹部の大量逮捕と年末の回教徒反乱勢力との停戦合意により組織的な反政府勢力の脅威は大きく後退した。教会を軸とする反政府活動も政府の分断・抑圧政策の前に後退を強いられ、治安状況は全般的に一層安定したようである。

懸案の対外関係の再調整では、中心となるべき対米関係のそれは結局米新政権との交渉に持ち越された。しかしソ連との国交実現と並んで大国の勢力均衡下における安全保障を基礎とするかねてからの自主外交路線が本格化し、ASEAN諸国・第三世界との一層の関係強化が図られ、矛盾と限界を含みながらも、非同盟路線への傾斜を深めた。

先進諸国の景気回復中だるみのため幾分改善されたものの貿易収支は前年に続き巨額の赤字を記録した。しかし従来通りの積極的な成長維持政策が継続され経済活動に回復の兆しが現われ始め、インフレも一層鎮静した。他面対外債務は急増、自立外交政策とは反対にその経済面での対外依存は急速に深化した。

整った立憲独裁制への道

長期化する戒厳令支配批判に対し前年には市民議会（サンゴニアン・バヤン）を新設・地方政界を直接掌握し、次いで正常化への次のステップとして国政レベルの立法諮詢議会を設立し政治的安定をはかる構図が示されていた。しかし戒厳令支配の長期化に加え、その継続の理由のひとつとされる治安面における事態の展開は、法的形式を重視



改憲国民投票の討論集会に集った人々

するマルコス政権を、暫定的性質の立法諮詢議会の設立を越えて、戒厳令解除を前提としたあらゆる形式的批判を許さない憲法上安定した独裁体制の準備へと向させた。これはマルコス政権の、状況の先取りと過剰な対応という特質を良く示す展開であった。

憲法修正の強行 前年2月のレファレンダムの結果を受けて11月以来準備が進められていた新地方議会＝市民議会は、今年初め設立を完了し、早くも1月21日には次のステップが明らかにされた。数日前の至急電で招集された第1回市民議会連合全国会議で、マルコス大統領は市民議会を母体とする立法諮詢議会の設立計画を初めて公にした。先に大統領は、市民議会から将来の国民議會議員を選出するつもりだ(1/12)、同議員選挙はまず立法諮詢議会を設立するか否かにかかっている(1/14)と発言、まだ憲法に規定された旧政治家を主とする議員からなる暫定国民議会をどう処理するかは未決定であることを示していた。しかし21日には同議会は戒厳令中は招集しないと声明、さらにずっと先のことであるとしながら、すでに次の段階として同議会に関する憲法規定の修正を検討していることを示唆した。

暫定国民議会の開催要求は、マカパガル前大統

領をはじめとする反マルコス旧政治家グループが中心で、同議会議員の約170～180人がこれに属しているとみられる。他方マルコス支持の同議会議員は約200人で、2月マルコスとの会談で支持を表明した。旧政治家グループは今や政治的・経済的基盤を失い、その政権批判は抽象的・形式的であって、強力な勢力となりえない。マカバガルは、フィリピン大学学生新聞への独裁批判論文の掲載、教会での批判演説（1月）、批判の書「Democracy in the Philippines」の出版（3月）など批判活動を行った。一部の市民議会では暫定国民議会招集要求が出された。だが同氏は著書出版直後米国への亡命を要請したが、米側はこれを拒否、政府は全く無視する態度を取ったのである。

立法諮詢議会（バタサン・バヤン）は、母体となる市民議会の整備——市民議会連合、13地域での同連合地域執行委員会設立（3/10）、同連合全国執行委員会開催（8/14～15）——を経て、戒厳令4周年記念日の9月21日と翌日に第1回会議が開催された。同議会は、議員127人のうち91人は市民議会連合全国執行委員会と同一、他は閣僚、大統領補佐官などからなる全くの翼賛機関であり、法的には大統領の私的諮詢機関にすぎない。

他方立法諮詢議会の設立と並行して、これを国民の支持取り付けキャンペーンに利用する形で、憲法修正による新体制づくりが開始された。その端緒は、ペレス全国選管委員長（7/18）、バルベロ最高裁判事（7/28）の憲法修正による新立法機関の設立提案であった。次いで各地のバランガイ連合の要請を受けた形で全国市民議会連合執行委員会が開催されたが、会議自体は何ら決定を行わなかつた。しかし、マルコス大統領は2日目同委員会で演説、①憲法を修正し暫定国民議会を廃止＝新立法機関を設立する方針を明確にし、さらに②しかしこの問題の決定を12月まで国民の諮詢にかける、③国民が修正を決定すれば憲法修正機関の選挙を77年1月に行う、④修正案を5月国民投票に提出する、との日程を示唆した。

大統領は憲法修正の理由として、憲法の暫定国民議会規定とそれを招集しないとの73年レファレンダムでの国民の委任との行き詰りを打破することをあげ、戒厳令は特に西欧人の耳に不快なひびきを持つ「抑圧的用語」なので、その含意のない

シンガポールのような「立憲権威制」が望ましいと述べた。これは独裁権力を損ねぬ正常化＝戒厳令解除へのスムーズな形式的移行という政権の意図を初めて明らかにした発言であった。

8月末上記日程は早められ、戒厳令存続の可否と併せて憲法修正議会の開催の可否を問うレファレンダムを10月16日に実施するとの決定がなされた。だが9月中旬にはより重要な大幅変更が加えられた。それは憲法修正議会は開催せず、大統領自身が修正を直接提案し、国民の批准投票にかけるとの決定であり、第一回立法諮詢議会はこの決定の無修正支持決議を採択した。この急な変更と改憲強行の理由は何か。考えられる理由のひとつは、大統領の言う「憲法議会招集の長い退屈なプロセス」に反マルコス勢力が一致団結する危険が相当程度あるということである。

実際に国民投票に至る自由討論の期間中、折から開催中のIMF・世銀合同総会を利用して、改憲反対・ボイコット運動、独裁批判デモがかつてない規模で展開された。マカバガル、サロンガ、ディオクノ、ロハスら元上院議員をはじめ反マルコス政治家グループとコンセプション前最高裁長官ら知識人が集結した「懸念する市民グループ」はボイコット声明を公表した。カトリック司教15人は「投票における人間の尊厳宣言」と題するボイコット決定宣言を発表、「市民の自由連合」等他の宗教団体もこの抗議行動に加わった。10月3日にはIMF総会に向けて2000人規模の、同10日にはミランダ広場で5000人規模の反政府集会・デモが実行され、後者のデモでは数十人の死傷者が出るほど過激なものであった。

今ひとつ考えられる理由は、5月以来ほぼ同時期に交渉が進められていた回教徒反乱勢力との和平交渉に先立って国内政治体制を確立しておく必要である。

こうした反対運動にもかかわらず、投票はこれまでと同様にタガログ語のいわゆる「ルトン・マカウ」（あらかじめ決っている勝利）であった。政権側は大統領の改憲提案権を合憲とする最高裁判決を取り付け（10/21）、最高裁長官・選管委員長・政府高官が先頭に立つ大キャンペーンを展開、ボイコット厳罰処分の警告、投票期間の1日延長、および同期間中の夜間外出禁止令解除などで有権

者の動員をはかった。

投票の結果、①戒厳令存続を可とする者90%、②憲法修正を可とする者88%と両設問ともこれまでのレファレンダムとほぼ同率の高い賛成票を集め（設問と結果の詳細は参考資料参照）、10月27日憲法修正の国民による批准が宣言された。この憲法修正で、①暫定国民議会は廃止され、代って将来大統領決定で選挙が実施される暫定バタサン・パンパンサ（国民議会）が設立されるが、②同新議会は戒厳令中は立法権を有せず、③戒厳令解除後も新旧憲法下の権限を併せもつ現職大統領兼首相は必要と判断すればいつでも議会に代って自ら立法権を行使できることになった。

危機政府と自称する戒厳令政権は、その任務を単なる治安と経済の安定を越えて、安定した中産階級を核とした「新社会」を建設し、「フィリピン独自の」、その基本的文化・政治風土に適合した成熟した民主主義議会制への移行を準備することにあるとしている。しかし上から改革と映るものは“バゴン・ピリピノ”（新しいフィリピン人）という人間像とは逆行し、実際には国民の主体性を益々弱め、その運命をマルコス大統領個人に委ねるものに思われる。それはフィリピン人の伝統的国民性——農村社会的価値体系、即ち権力者・多數派に従い、なるようにしかならないという——に基づく支配である。戒厳令下の大きな変化は伝統的な地方分立的社会構造下で地方有力者に向けていた忠誠の中央のマルコス大統領個人への転換集中に認められることである。マルコス支配集団に対する権力と忠誠の集中体制は、翼賛体制＝ファシズムに他ならず、新国民議会も親マルコス派で固められるであろうことは予想に難くない。しかも戒厳令解除後もマルコス大統領は現職に留りいつでも戒厳令下と実質的に同一の権限を行使できる永久独裁政権への基礎を確立したのである。その上今回の憲法修正は、新たな危険を、マルコス以後もマルコスなき独裁体制の継起を許す危険を一層強めたといえる。

次の「正常化」へのプロセスとしていつ新暫定国民議会議員の選挙を行うかについて、大統領の発言は二転三転した。それは当初の77年1～2月（9/16）から4年内に（9/21）、さらにバランガイとの協議の結果を通じ決定する（10/27）と变成了。

結局は、回教徒自治政府設立の可能性のため延期せざるを得ないであろう（12/28）ということになり、選挙は早くとも77年後半以降になるとみられる。

それでは戒厳令はいつ解除されるのか。大統領はその前提条件として、国民議会招集後であって、①回教徒反乱の最終的解決、②左右陰謀を含むすべての反乱の停止、および③タイトな経済苦境の克服をあげ、解除のタイミングは環境によらざるを得ないとしている（12/2）。だが①はその可能性が高いものの、②は少なくとも戒厳令の続く限り絶えないし、③は現状では少なくも数年を要する。結局のところ戒厳令解除の時期は、これまで通り大統領の判断いかんであり、予測不可能である。

後退強いられる反政府運動 戒厳令政権は、単なる治安秩序の回復を越えて、富や機会の均等を基本理念として社会改革・経済開発を推進し、「新社会」の堅固な基礎を据えることを標榜してきた。しかし一応の治安と経済の安定は達成されたが、不完全な農地改革や農村地域への公共事業投資の拡大の他に特筆すべき業績はみあたらぬ。当初あれほど激しかったオリガード＝少数特権階級支配に対する攻撃も、大統領の個人的・政治的反対者であったハシントやロペス財閥の解体と政権の確立以来マスコミから全く消え失せてしまった。その他の財閥は政治支配力を失ったが、経済的・社会的基盤を維持し成長を続けている。反マルコス派のエリート集団に代ってマルコス派の特権エリート集団——側近事業家、大統領夫人一族、テクノクラート、および国軍エリートが台頭しただけで、この4年間に基本的社会構造にはほとんど変化は起きなかった。

政権は、戒厳令の業績は全体として体制の欠陥——チェック・エンド・バランスの欠如——を上回っている、と主張する。しかしこの欠陥は基本的人権の抑圧・侵害、軍人・警察官・官僚の横暴や職権濫用そして汚職の復活として現われ、度々のページや警告あるいは防止措置にもかかわらず絶えることがない。国防省発表によれば、戒厳令布告以来11月現在までに将校約80人を含む1604人の軍人が罷免され、9月末現在1674件が調査中で

あった。その最大の理由は民間人の虐待と飲酒上の無差別違法発砲である。また3～4月に国軍首脳8人の退役を含む国軍・警察軍の大幅人事異動・組織再編が実施された。退役した軍首脳には大統領が戒厳令布告について協議し協力を求めた軍人12人のうち3軍司令官が含まれていた。だが彼らは全員すでに退役年令を過ぎていたし、「文官ポストを約束されていたもので、この異動・改組の主目的のひとつは、軍人の特定地域での長期在任による不当権益の発生を中断あるいは防止することにあったと考えられる。

他方経済開発優先政策は、長期的には多くの社会問題を解決できるとしても、当面はストライキ禁止と実質賃金の連続低下を強要し、労働者大衆の生活水準を低め、貧富の格差を益々拡大してきている。

こうした状況は当然不穏な状態、反政府勢力を育成し助長する。現在反政府勢力は、①反マルコス旧政治家、改革派聖職者、学生、労働者などの半合法運動、および②フィリピン共産党一新人民軍-(CPP-NPA)、③モロ民族解放戦線(MNLF)を主体とする回教徒分離運動の非合法運動に大別される。

旧政治家たちの主要な武器は法的批判であったが、現実にはその最大の根拠であった旧暫定国民議会招集の主張は今回の憲法修正でその効力を奪われてしまった。

これに対して教会は長年の社会活動で培った組織力と指導力を民衆の間にもっている。しかも政府と教会の間には74年以来、当局は聖職者を教会首脳への事前通告ないし了解なしでは逮捕しないとの不文律があって、教会は第一のグループの中核となってきた。今年はかつてない規模と回数の反政府集会・デモが展開され、反政府運動の基盤が徐々に拡大していることを示した。これらはすべて改革派聖職者を中心に組織されたのである。彼らは、労働者のストライキ、サカダ(甘蔗プランテーションの低賃金季節労働者)の労働条件改善、スラム居住者の移転抵抗運動、小数民族の土地回復要求を積極的に支援し、政治犯に対する虐待を非難・告発する。

だが教会組織も一体ではない。カトリック教会組織では若手の20数人の、クラベル司教(イエズ

ス会、ブキドノン管区)を中心とする司教グループが戒厳令反対派に属するとみられている。彼らは社会活動に深くかかわり、政権の「上から」の開発に反対し、民衆による「下から」の開発プロセスを主張し、いわゆるクリスチャン・レフトの支柱をなしている。その支持グループには、Association of Major Religious Superiors in the Philippines(イエズス会系、司祭・修道士・修道女ら1.1万を擁す)をはじめ、社会活動組織や多くの個々の司祭・修道士が含まれている。しかしこの反対派内部にも、昨年末 CPP の聖職者を含めた民族民主戦線計画が知られて以来、分化が進み、教会の長期的政治的寄与は民衆が自身の将来の決定に発言権を得られる地域社会の発展を援助することにある、とみる稳健左派的考えが増大している。

政権側は、離婚法制定、実族計画の拡大導入、教会系等私立学校の不動産課税など教会の権益縮小の動きを示して教会内の反対派を牽制してきた。今年の場合2月大統領はカトリック司教會議代表との会談で上記課税を、先の74年分に加え、75・76年分も免除すると約束したが、実際の免除措置が取られたのは8月であった。

他方司教會議のロサレス事務局長はじめ約15人の司教が、教会と国家の分離・相互不可侵性のもとに両者の良好な関係を主目的とする親政権派を構成する。同派は今年司教會議の支配権を握り、シン、ロサレス両枢機卿は、純粹政治問題には干渉しない、との声明を出すに至っている。

だが政権側は牽制にとどまらず、教会内反対派に対する攻勢を強め、教会組織の分断、クリスチヤン・レフトの孤立化工作を開始した。CPPとの陰謀容疑で逮捕した司祭らの裁判や外国人聖職者の追放を行う一方、国防長官は特権を利用してアネーキーを助長する教会内反対派に警告(7/22)、さらにクリスチヤン左右両派の連合は共産主義者や回教徒反乱より危険な脅威であるとのキャンペーンを開始した(9月)。改憲投票後は実際行動に移り、軍はダバオとブキドノンで教会系の2放送局(11/19)、首都圏で反政府の教会系最大の2週刊紙発行所(12/5)を搜索、閉鎖した。

事件後大統領は教会首脳と会談し、取締は法を犯した個人に対するもので両者の関係は損われないであろうとの希望を表明、司教會議側も閉鎖週

刊紙は6月以降カトリックの公式機関紙ではないと説明した。したがって全体としての教会の立場に変更ではなく、クリスチャン・レフトの後退は避けられず、再びその分極化が促進される可能性が高くなった。

CPP—NPA（約8000、武装勢力2～3千といわれる）は、1月中央委員4人が、8月にはNPAのダンテ最高司令官、コルプス元中尉ら幹部多数が逮捕され、中央委員の大半を失うという大きな打撃を受けた。同党は9月ゲレロ議長名で党は無傷であるとの「人民革命勢力は必ず勝利する」と題する声明を出した（参考資料参照）。声明にあるように同党は従来から地方分散組織の下に農民や少数民族を中心とした教宣・党員拡大を重点とする活動方針を取ってきた。当面はCPP—NPAの脅威は以前にもまして弱ったが、パンパンガ州マバラカット5村襲撃事件（11/22）にみるように、長期的には勢力回復の可能性は十分あると思われる。

農地改革はCPPの活動との関連でも注目される。農地移転の対象は当初米・とうもろこし小作地142万ヘクタール、分益小作農91.5万、地主41万とされていたが、小地主の激しい抵抗に妥協し、前年には小作規模7ヘクタール以下の地主は定額借地制に移行するものとして除外された。移転対象は当初の面積で53.5%，小作数で43%，地主数で9.6%に激減、後退した。8月末農地改革省長官は、分益小作制の全廃と農地移転の完了を発表し、改革の次の局面は農地の整理統合であるとした。しかし改革は当初予定に較べ余りに不完全であったため、10月の農地改革4周年記念日に7ヘクタール以下であっても他に同面積以上の十分な所得を得られる土地を所有する地主の所有地は再び移転対象に加えられた。これで移転農地は面積で当初の63%，小作数の54%，地主数の27.8%に回復すると見込まれている。だが相当数の地主が農地移転や賃貸契約への転換を拒否し、他方経営困難などのため一部小作農は移転証書の受理を拒否しており、改革の実態は数字面よりかなり下回っているとみられる。不完全ながらも農地改革の効果がはたして実現し定着するか否かにはまだ大きな疑問が残されている。

一般犯罪は絶えることはないが、治安状況は全

般的に安定しているとみてよい。しかし緊張の原因は取り除かれていらない。しかも当局の持続的なかつ過剰な抑圧はより堅固、過激な反政府活動家を育成し、様々な反政府グループの幅広い統一戦線の形成を促進する可能性すらある。

回教徒反乱に和平の可能性　回教徒紛争は前年後半以降反乱側の相対的後退のうちに推移し、今年も誘拐・ハイジャック事件が多発したが、依然政府にとって最大の脅威であることに変りはなかった。政府軍の士気・紀律は非常に悪く、1月中南西ミンダナオ軍管区で非行軍人165人が逮捕され、3月現在ミンダナオ全域では陸軍と警察軍兵士の集団衝突事件が約25件報告されている。

5月従来2軍管区に分れていた在ミンダナオ軍は南部軍の統一指揮下に再編され、作戦実施の効率化がはかられた。南部軍の全兵力は約10万、うち国軍5.1万（歩兵3.5万、海空軍1.6万）、民間郷土防衛隊4.9万といわれる。他方MNLF中心の反乱軍は警察軍発表によれば73年盛時1万6900、75年11月9000である。今年11月外国誌は現有勢力7000、うち正規戦闘員は1000と伝えている。南部軍司令官には従来から帰順・融和工作を重視し、回教徒に最も信任のあるといわれる前南西軍司令官エスピアルドン海軍少将が任命された。同少将によれば融和策採用以来約2.5万人が帰順（6月）、11月現在帰順者・難民更生計画開始（75.4）以来帰順者約1.1千が国軍に編入された。また外国誌によれば69～75年にサバで訓練を受けたMNLF指揮官約450のうち約5%が殺され、25%が投降、全員が南西軍司令部に投降したという。

だが反乱側は持久戦方針を堅持しており、政府の経済開発は実効をあげえず、土地問題など紛争の根本原因是解決できないという状況に変りはなかった。こうした状況の下に和平交渉再開の準備が5月の第7回イスラム外相会議を舞台に開始された。政府側は同会議に和解計画を含む覚書を提出、同会議は、政府に対回教徒軍事作戦の停止とMNLFとの交渉再開をアピールした。

実際の和平交渉再開の最終合意は難行した大統領夫人のリビア訪問時になされた（11/17）。難行の原因は、比政府側が共同コミュニケに①MNLFの用語の使用、②MNLFの自治に関する9点行

動計画を採択した第6回イスラム外相会議に言及することに反対したためであるが、結局リビア側が妥協、両国間の国交開設と和平交渉再開で合意に達した。12月15日トリポリで開始された和平予備会談は、リビア代表の主導の下に行われ、同23日停戦の合意に至った。停戦は翌24日に発効、77年1月20日までに完全実施されることになった。

和平協定の本交渉は77年2月7日～3月5日にトリポリで行い、最終協定はカダフィ議長立会いの下に4月7日マニラで調印されることが予定されている。大統領は回教徒自治地方政府への参加意思決定のため関係13州で住民投票を実施するとの計画を発表(12/26)したが、自治の具体的な内容や参加地域はまだ本交渉を待たねばならない。紛争両当事者とも現状では絶対的優位に立てる見込みはなく、両者の紛争解決の希望はかなり強いとみられるので、本交渉は難行が予想されるものの成功の可能性は高い。

強まる非同盟への傾斜

越年した対米交渉 74年7月以来中断されていた対米諸条約の改訂交渉が、経済関係は3月、軍事関係は4月にワシントンで再開された。後者の中心となる基地問題では、米国は東南アジアに効果的な軍事的均衡を維持するため比基地を、比側は安全保障上米軍事力の存続をそれぞれ必要としており、両者間には基本的相違はない。したがって交渉では米国が戦略的配置を維持するためどの程度譲歩するかに焦点があった。

軍事交渉は6月マニラで続開されたが極めて難行し、9月事実上停止に至った。比側の要求は、①米軍基地に対するフィリピンの完全な主権の承認、②基地非使用部分の返還、③基地使用に対する正当な使用料の支払、④軍事援助条約による米側義務の再開の4点に要約される。しかし11月末のロムロ外務長官とキッシンジャー国務長官のメキシコ会談後、米国務省筋は米国が基地使用継続と引換に次5カ年間に10億ドルの軍事・経済援助を供与することで12月3日突然原則的合意に達したと伝え、フィリピン当局も最終的合意ではないと強調したがこれを確認した。また基地の一部返還でも合意が伝えられた。だが、①使用料支払

の方法と性質、②基地のフィリピン人司令官の権限、③米軍人の犯罪に対する裁判権、および④基地内で許される武器の種類などが未解決のままフォード政権による交渉は時間切れとなった。

他方米通商担当官によれば、経済関係では投資および租税の取扱い等の交渉は完了し(9/16)、比米租税協定が10月1日に調印された。しかしフィリピン側の主要な要求分野である貿易問題は、通商・投資問題より基地問題の解決が先決とする米国側の交渉方針のため、棚上げされ全く進展しなかった。この米国側の方針の狙いは、フィリピンがその切り札である基地問題とからめて貿易問題で譲歩を迫ることを避けることにあるとみられる。貿易問題での比側要求は、ヤシ油、マホガニー等に対する米国の差別関税引下げおよび比輸出品に対する米一般特恵の限度額の撤廃であり、これらの実施には米労働界の激しい反対が予想されるからである。

結局比米交渉は基地問題の行き詰りのためカーター米新政権の成立後に持ち越された。基地交渉の未解決の争点は、比側にとっては今後の非同盟外交推進に重要な主として基地主権に関する問題であり、米側にとっては基地の自由使用制限の問題である。これは、経済交渉における貿易問題と同じく、比米交渉の最重要部分が未解決であることを意味するから、米新政権との交渉も今回同様最後まで難行することは避けられない。

対ソ国交と非同盟外交の推進 中國との同時国交方針が表明されていた対ソ国交は、前者から丁度一年遅れた6月2日マルコス大統領夫妻のモスクワ訪問をもってようやく実現し、フィリピンの自主外交政策にひとつの区切りを画した。多面的な協力関係をうたった共同声明(参考資料参照)と同時に通商協定も調印された。75年の対ソ貿易は輸出1028万ドル、輸入15万ドルで、対中のそれぞれ2520万ドル、4700万ドルに較べ立遅れている。しかし国交実現に先立ち3月対ソ砂糖40万トン輸出契約が結ばれており、今後は輸出ではヤシ油に加え砂糖、輸入では石油・LPGを主体に両国間の取引は拡大すると期待されている。

対中関係についてみると今年国内では“ひとつの中国”政策が進められ、中国人社会内の中國

派・台湾派の主導権争いも激しくなった。4月の柯大使の二重国籍を黙認しないとの演説を受けるように、6月初め駐台湾連絡事務所はビザ発給を停止し、法務長官は婚姻登録に関して在留中国人はすべて中華人民共和国の公民であって無国籍は認めないと判断を示した(6/25)。さらに情報省覚書は報道機関における中華民国の用語の使用を禁止し(7/7)、ほぼ同時期に大統領は台湾製TV華語番組の放映停止を命令した。他方前年の2802人に続き今年は8312人の中国人世帯主の帰化が認められ、同化促進のため11月には帰化条件が緩和され77年初めから3ヶ月新たに申請を受理することになった。貿易関係では4月初めから数ヵ月間原油の供給停止があったが、同月に比中貿易合同委員会が設置され、6月砂糖5万トンの輸出契約が結ばれた。しかし6月に起った、比側が石油試掘を行っているリード・バンクを含む南沙領有問題は未解決のまま残されている。

対ソ国交実現によって米中ソ大国間の勢力均衡下の安全保障を前提とする自主外交の基礎が完成した。他方ではこれに先立ち年初から自主外交に実質を与える努力が第三世界外交の積極化という形で展開された。2月には発展途上国の「77カ国グループ」閣僚会議を主催し、マルコス大統領は同会議代表として「マニラ宣言」(一次產品総合計画)を5月の第4回UNCTADナイロビ総会に提出した。東南アジアではASEANの東南ア安全保険制度=平和・自由・中立化構想および同工業補完計画などの協力関係を積極的に提唱・推進する一方、前年来の懸案であった民主カンプチャ(5/5)およびベトナム(7/12)との国交を実現した。さらに上期にはヨルダン、アンゴラ、ソマリア、中央アフリカ共和国と、11月にはリビアとそれぞれ国交が開設された。

こうして自主外交政策の展開は非同盟の傾向を強めたが、UNCTAD総会後マルコス大統領は今後非同盟政策を推進することを表明し(5/13)、8月の第5回非同盟諸国首脳会議にオブザーバー参加を申請した。申請にはマレーシア、シンガポール、インドネシアの支援があったが、米軍基地の存在が障害となり、オブザーバー参加は退けられ、結局招待国として参加を認められるにとどまった。これらのASEAN諸国の支援には、ロムロ

外務長官の言うように東南ア中立化構想は域内に超大国の軍事基地がある限り実現不可能であるが、基地の存在はフィリピンのみならずASEAN諸国の安全保障上当面は必要悪として望ましいとの認識があるとみられる。またこうしたフィリピンの非同盟的傾斜をサリバン駐比米大使が批判したこと、在比米投資家の比側の投資制限に対する反発と並んで、比米関係の現状=米国の影響力の相対的低下傾向に対する米側のいらだちを示すものであった。

日比通商条約改訂で合意　日比間の戦後の象徴であった対比賠償が7月終了した。他方ほぼ同時期に73年に発効し日比経済関係の促進要因となった日比通商航海条約は、フィリピン側の申し入れで現行条約を一年間暫定延長し、77年マニラでの改訂交渉を行うことが合意された。フィリピン側の改訂要求点は、①最惠国待遇条項を東南ア諸国に供与される貿易特権に関しては適用しない、②一方的な輸入削減に対し保障条項を設ける、③相手国領海における航行権条項の調整である。特に②は銅精鉱の例があり、3月の第3回日比経済合同委員会で争点となっている。また租税協定交渉では海運会社の所得課税の扱いをめぐり行き詰り調印に至らなかった。

経済活動に回復の兆

国際経済の景気回復の遅れに対し今年も前年同様の、公共事業・建設、農業および輸出促進を重点とし選択的財政・金融政策を取る基本戦略が継続された。IMFの中期信用供与に際し作成された3ヵ年計画では、インフレ率7%以下、GNP成長率7%維持および1978年国際収支均衡達成の基本目標が設定された。今年成長率は目標を下回ったが前年より高く、その他部門は目標を上回り、製造業では回復の傾向が現われ始めた。しかし反面対外借入の純増は前年の2倍強に達した。

生産・雇用　国家経済開発庁推計によれば今年GNPは名目で13.6%、実質では前年の5.8%を上回る6.3%を記録した(主要統計参照)。成長主導部門に前年の建設と農業に製造業が加った。農業

の実質粗生産（以下同じ）は前年の3.7%から5.2%に、粗国内生産への成長寄与率は15%から24%に上昇した。これは主に砂糖、林業のそれぞれ22%，11%増によるもので、この2部門で農業生産の40%を占めた。米作は76年度は消費と同量の380万トンで8.8%増であったが、下期の干魃と病虫害のため減産も予想されている。製造業生産は、輸出の増加と前年末の新設設備完成後の需要回復により前年の3.5%から5.6%に、成長寄与率は前年の8.5%から21.2%に高まった。1～9月生産量指数も74、75年のそれぞれ-6.3%，-3.4%から1%増に転じた。特に食品、飲料、木材製品、紙製品、非金属鉱物製品の回復は著しい。建設業は前年の5.9%から6.8%に引き続き上昇したが、ホテル建設ブームの終了と多数の公共事業プロジェクトの完成で成長寄与率は前年の33%から20%に低下した。鉱業生産は鉄・クロムの減産に対し上期の銅市況の回復と前年来の建設関連資材の増産に支えられ前年の1.4%から2.4%に、1～9月生産量指数は2.9%から3.2%に上昇した。

雇用水準も生産回復を反映して、1～9月は前年同期の-7.4%から5.7%に大幅上昇に転じた。農業、鉱業、運輸を除く全産業で増加したが、特に建設は76.1%と急増した。1～9月首都圏工業労働者の賃金率は名目で熟練、未熟練労働者それぞれ前年の4.0%，8.7%増から3.7%，4.0%増に低下し、実質では5月の最低賃金の現状追認的引き上げにもかかわらず、それぞれ1.7%，1.5%減と引き続き低下を記録した。

金融・財政 金融政策では金融制度の整備が継続される一方、①短資市場金利との格差を是正し長期預金・投資を促進するための預金利子率引き上げ、②中小企業の発展と地方分散促進ための中小企業融資制度の改訂、③農業融資の返済促進、④銀行の地元投資率の75%への引き上げ、⑤オフショア・バンキング制度設立など開発促進措置が実施された。

金融は1～9月期緩慢、10～12月期堅調に転じ、国内信用は前年比19.3%，通貨供給は11.6%それぞれ増加し、短資金利は前年の9.47～19.7%から10.6～14.6%に低下した。預金金利引き上げに応じ商業銀行の預金総額は年末比30%増加した。消費

者物価の上昇は前年の8%から5.6%に低下した。

中央政府現金勘定（暫定）は、歳入の2.5%減に対し歳出が7.5%増加したため赤字は前年の4倍の29.24億ペソを記録、純借入は28億ペソ、期末現金残高は1.24億ペソ減の69.81億ペソとなった。歳出のうち経常支出は前年比11.4%増の152億ペソだが、資本支出は97%増の57億ペソに達した。

新規登録株式会社の払込資本は34.2%増加したが、全株式会社のそれは5.6%の純減を記録、粗資本形成も前年の45.3%増から推定20.5%増に半減、資本投資は全般に低調であった。外資の合弁払込投資は23%増加し5350万ペソを記録、BOI承認の外国投資は1～9月期5.38億ペソで前年1～12月の4.74億ペソを上回った。後者のうち1位は米国42.4%，以下スイス14.5%，日本14.3%，豪州8.0%，英3.8%，台湾3.7%の順であった。

対外取引 中央銀行の外国為替収支統計（暫定、資料参照）によれば、総合収支赤字は、前年の5.2億ドルから1.5億ドルに大幅に減少した。これは、輸出入のそれぞれ0.5%，5.6%減少の結果貿易収支赤字が前年比16.3%減の8.79億ドルに低下したこと、および長期資本純流入が54%増の2.74億ドルになり、短期資本が前年の1.3億ドルの純流出から10.6億ドルの純流入に転じたことによる。

輸出が小幅減に留まっているのは、砂糖・銅等の伝統輸出品の価格低下を輸出量の増加で補う対策の実施と非伝統輸出品の増加による。特に後者の輸出額は7.42億ドルに、そのうち衣類、手芸品、電気・電子製品等の製造品輸出は5.44億ドルに達した。他方石油輸入（6950万バレル）代金は約9億ドルと3分の1を占めると推定されている。

年末現在外貨準備は前年末比5400万ドル増の11.43億ドルとなったが、対外債務残高は48%増加し55.54億ドルに達した。9月末現在の同残高の80%を占める期間信用のうち長期89%，中期11%，短期は700万ドルで1%弱であった。今年の債務返済率は前カ3年平均外為収入の13.5%と推定されるが、外貨事情悪化に備え中央銀行は今年新たに欧米日銀行団からの4.5億ドル等を加え、スタンダード・カレジットを年末現在11.47億ドルに積増した。ペソの対ドル年平均相場は7.4402ペソと前年より2.65%下落した。

重 要 日 誌

1月

1日 ▶最高裁新長官任命——Fred Ruiz Castro. 1966年最高裁判事。国軍法務局長、控訴院判事歴。

2日 ▶預金利率引上げ——長期貯蓄促進のため中央銀行回状、492号他7本発出（資料参照）。

▶第1回閣議——大統領発言①閣僚は国民との接触を拡大せよ、②各省は重要分野での次25年の可能性を反映する研究を提出せよ、③国家の統合促進のため交通・通信政策の検討命令。

5日 ▶PTMP 実施延期要求——トラック運送業協会は新車価格が割高になるとしてトラック国産化計画（原案では1月1日開始予定）の延期を要求。

（注）3月16日 BOI 委員長は中古トラック輸入問題が片づかないとため、PTMP 実施は当面延期すると発表。

▶日航機マニラで乗取らる——犯人2人6日に投降。

7日 ▶対ルーマニア第1回砂糖船積——10,200英トン。75年訪ルーマニア代表団が、計5万英トン、毎月1万英トン輸出契約に調印。

8日 ▶地主の遅延策略非難——農地改革長官は、改革を傷つけているのは小地主指導者の振りをしている大地主で、彼らは7ヘクタール留保申請書類の提出をわざとぐすぐずしている、と述べた。

9日 ▶大統領、周中国首相死去に弔意電報——14日中國大使館に約5000人が弔問。

10日 ▶農地改革法改正案に反対——不動産協会が農地改革省(DAR)長官宛書簡で、遊休地の収用規定(第3条第2節)は所有権を無効にするとして。

11日 ▶ロムアルデス初代中国大使着任——レイテ州知事兼任。

12日 ▶BOT は米軍基地内公益事業に管轄権——法務省判断。基地内営業の交通機関に対し管轄権を有する。比政府は比國領土の一部として基地に対する主権を放棄していない。

▶大統領、市民議会から将来の国民議会員選出——同議会のできるだけ早い設立を希望。議員選挙は市民議会員選出方式を模倣することになろう。

（注）国民議会の英語名は National Assembly、タガログ語名は Sanguniang Pambansa (14日大統領声明)。

14日 ▶カリラヤ日本人戦没者慰靈公園贈呈式——大統領夫妻、岸元首相ら出席。

15日 ▶石油製品暫定値上げ承認——石油産業委員会

(OIC)、16日発効。平均リットル当たり15セントボで、普通ガソリンで1.22ペソから1.40ペソに引上げ。値上げ分配分内訳は、①10.8セントボは石油会社、②1.2セントボはエネルギー開発特別基金追加、③3セントボは追加消費税（本日付大統領令874号）。

▶菲華商連総会内紛——中国派の楊振殊(Yu Chin Su)福祉委員・専務理事は SEC に対し、理事会による理事解任（75年12月16日）は恣意的であるとしてその取消しを求める申立を提出。

16日 ▶大統領、マレーシア首相の葬儀に出席——クアランプールでセイイン・オン新首相と会談。同地でフレーザー豪州首相とも会談。17日ジャカルタ訪問、スハルト大統領と会談。17日帰国。

▶中銀総裁、経済政策について——①まもなく14.6億ドル借款交渉を開始。大部分は原子力発電所用で、貿易赤字補填に約4億ドル必要。これと未使用クレジット・ライン5.5億ドルで十分。昨年末現在对外債務39億ドル。今年総合赤字予測約2億ドル。②公共事業支出は、国際収支赤字による流動性縮小を補うため続行。③農業金融に対する支持は、農村地域へのリソースの流れを維持し同時に食糧価格の変動を防ぐため拡大。④リベラルなしかし選択性の信用政策は維持。過度の物価への圧力を防ぐため CBCI の発行継続等で過剰流動性を回避する。

17日 ▶労働長官、大衆騒動煽動に警告——カトリック指導者との対話会議で、神の栄光と心得違いの熱心さで一部分子がこれに成功すれば自由化の風潮は一夜にして変化しうると警告。

19日 ▶大統領、長期開発計画作成指示——2種の計画、①10カ年中期計画、②2000年までの長期計画。関係政府機関は60日以内に評価・調整・統合のため NEDA に提出するよう指示（指令書363号）。

▶民事関係担当国防次官新設。

▶首都圏市民議会員全員任命——大統領。465人。

20日 ▶第1回市民議会全国連合会議の議題——大統領、知事市町長会談で。①立法諮問議会の設立、②市民議会員の定期選挙の実施と時期。また、暫定国民議会は戒厳令有効中は招集しない。

21日 ▶大統領、立法諮問議会設立計画発表——第1回市民議会全国連合会議で。タガログ語名 Sanguniang Pambansa。議会員は市民議会員、民間各部門代表から選任し、閣僚、国家安全保障会議員等を含める。その他、

①市民議会連合会設立（大統領令第877号）、②現行市民議会員の任期は暫定で、大統領の撤回または後任者の選挙まで、③1973年の諮問投票の委任が別の諮問投票で撤回されない限り、1973年から7年間全國選挙は実施できない、④国民議会に関する憲法規定の改正の是否は市民議会、立法諮問議会の運営結果による。

22日 ▶共産党2中央委員の逮捕発表——国防省。①Juanito Canlas 北部ルソン党委員会書記。②Cesario Diego スエバ・ビスカヤ州・キリノ州党委員会書記。

23日 ▶政府部局に業績評価委員任命——30人で、各部局から独立し、業績を監査する。

▶最低賃金18ペソ引上げ提案——フィリピン労働組合会議、大統領に提案。工業労働者は現行8ペソ。

25日労働長官は、最低賃金は75年中実質30%上昇、26日フィリピン商事會議所（PCI）会頭は現実には14ペソだとして、18ペソ案に反対を表明。

24日 ▶共産党2中央委の逮捕発表——①Jose Luneta 中央執行委員。②Satur Ocampo 全国出版局長。

27日 ▶内航船運賃値上げ承認——運輸委員会（BOT）。6ヵ月間の暫定条件で。ただし7農產品は除外。

▶大統領、シンガポール訪問——李首相と域内安全保障、経済協力、ASEANの諸問題を討議。比側同席者は外務長官、国防長官、工業長官。29日帰国。

▶マカバガル前大統領、教会で演説——暫定国民議会の招集主張。

（注）同大統領の主張を掲載したフィリピン大学学生機関紙の編集者は1月24日逮捕され、同紙は同19日以来休刊。

28日 ▶新華社記者、支局開設に来比——Li Yi-chen 夫妻。

29日 ▶7ヘクタール留保は意思表示のみでも可——農地改革省。書類不備でも申請受理。完全な書類の提出期限は2月28日。

30日 ▶観光長官、中国人社会の分裂非難——76年ミス・チャイナタウン・フィリピン選考会議発足式でのインタビューで。観光開発に政治はないと、コンテスト批判者を非難。

31日 ▶地主、7ヘクタール留保申請期限の延長要求——地主数百人。DARの手続簡略化発表は遅すぎたとして。

▶サウジとG.Gベース原油供給協定調印——大統領発表。G.Gベースでは第6号だがサウジとは初めて。今年半ばに失効する Exxonとの協定に代るもの。

▶国防長官、軍人の職権乱用防止措置強化。

▶カトリック教団5争点に対する決定——①離婚に反対、②不動産税課税、ボーナス支給問題でカトリック系学校を全面支持、③司祭および不法土地占拠者協会の在家指導者の逮捕・拘留に関する特別パネル設置等。

2月

2日 ▶第3回グループ77閣僚会議開催——マニラ。マルコス大統領は開会演説を行い、UNCTAD改組とその国連の特別機関化を提唱。7日参加108カ国はマニラ宣言および行動計画を採択し、閉会。またマルコス大統領は、宣言等の引渡しのため5月ナイロビでのUNCTAD会議への招待を受諾した。

▶中国系香港商社の事業行為の可否——法務省はBOIの照会（中国所有の Oriental Machinery Ltd. に関し相互主義の原則は所在地または国籍のいずれによるべきか）に対し、共和国法5455号によれば中国所有であるから中国の相互主義の証明が必要と回答。

▶軍人165人逮捕——1月中南西ミンダナオ軍管区で。

5日 ▶政府機関内の MNLF スパイ逮捕——マギンダナオ州の責任ある地位にあった7人のうち5人。29日発表ではさらに9人逮捕。

（注）これら逮捕は先に逮捕された MNLF 中央委 No. 3 Muslimin Sema の自供による。その他 Sema の自供。①サバにあるといわれた MNLF 本部は最近南サンボアンガのどこかに移された、②MNLF は NPA と摂提していない。

6日 ▶7ヘクタール留保申請期限延長——DAR。病気その他の正当かつ異常な理由の場合のみ認める。

7日 ▶私立学校の不動産税免除発表——当初76年初実施予定を76年6月まで延期。先の大統領とカトリック司教會議代表との会談で決定。

▶非カトリック教会声明——National Council of Churches in the Philippines はその中で、教会と国家の分離は双方の利益であるが、教会は人間社会の向上に関する問題に関係することは禁止されない、と言明。

8日 ▶ポーランド貿易使節団来比——12日比・ポーランド貿易協定調印。14日離比。

10日 ▶スト禁止業種縮小——労働長官。14業種を重要分野から非重要分野に指定変更。

▶比・インドネシア犯罪者引渡し協定調印——ジャカルタで。この種協定では第1号。

▶モロッコ、比大使承認——P. Castro駐アルジェリア大使兼任。

11日 ▶フルドハイム国連事務局長来比（～2月14日）。

▶第1号原子力発電所建設契約——国家電力会社がウエスチングハウス社と62万KWプラントをターンキーベースで。すでに米輸銀は直接借款2億7720万、民間借款保証3億6740万ドルを承認。1982年7月完成予定。

▶セメント値上げ承認——物価安定委（PSC）。94eldon袋12.9から14.7ペソに（中部ルソン）、12日発効。

12日 ▶ミンダナオで CPP-NPA リーダー8人逮捕

カガヤン・デ・オロ市で数回の手入れで Macario Tiu ミンダナオ地域 CPP-NPA リサーチ・ダイレクター・北中部ミンダナオ都市調整委員長等。

13日 ▶経済はまだ小数者の支配下にある——G. Puyat 元上院議員、戒厳令後初めての演説で。

14日 ▶大統領、5月訪ソを示唆——ナイロビでの UN CTAD 総会後に。

▶ベンゲット州で伏撃——Buguias で州司令官補同乗の軍用車が襲撃され、警察官3人死亡。21日にはイフガオ州バナウェで軍民活動チームも伏撃され8人死亡。

16日 ▶スペイン土地登記法による登記廃止——大統領令892号。8月16日発効。

17日 ▶年末までに農地改革完了——DAR 長官。24未満～7ヘクタール超の地主所有地 389,960 ヘクタール、小作18.4万が対象。

▶ラナオで工兵隊襲撃さる——南ラナオ州 Mapantao 灌溉施設建設中に、新設橋2も爆破。将校1、下士官兵6死亡。

18日 ▶北サンボアンガでバス襲撃さる——Liloy町で、即死18、うち軍人4。2月1日にもサンボアンガ市外のバス待伏せ事件で死者23、負傷21人。

19日 ▶カルテックス社を法定価格違反で提訴——マニラ電力会社が OIC に価格引下げ命令要請。OIC 上限パレル当り120.11ペソに対し現行供給契約(74年2月から5カ年有効)の132.19ペソは違法であるとして。

21日 ▶2行合併で最大の商銀成立——Philippine Commercial & Industrial Bank が Philippine Bank of Commerce を吸収。新会長 Emilio Abello、社長 Placido Mapa, Jr.

22日 ▶クリスチャン・マノボ衝突——ブキドノン州サンフェルナンド町。入植者1死亡、マノボ3負傷。

▶大統領、ASEAN首脳会議に出発——バリ島デンバサル。25日帰国。

23日 ▶パラワン 北西大陸棚で石油発見の報——Calamian 島付近27マイル沖 NIDO 1号井。比8メートルのコンソーシアムが試掘。石油委(PBP)公式発表。3月20日同委は同井は商業規模と確認。品質、API 比重31°、硫黄分1.5%。

▶NPC サブステーション襲撃さる——イリガン市郊外。陸軍下士官兵2を含む7人死亡、負傷8、反徒リーダー死亡。

25日 ▶米投資家、投資保証を要求——在比米商業会議所 G. Suter 会頭は、①フィリピンの米輸出市場に対する特恵取組みを支持する意見書を作成しているが、引き換えに比政府は在比企業にタイムリミットのない投資保証を与えるべきだ、②旧砂糖法と同一の新法も支持する、

と述べた。

▶韓国統合参謀本部議長来比——盧載鉉議長ら親善訪問。

26日 ▶国民化事業の外国人雇用は禁止——法務長官意見書37号。部分国民化事業に従事する会社または組合の取締役に選出される外国人は当該法人の他のいかなる地位も保有できない。ただし法務長官が特に雇用を認める外国人技術職員は除く(コモウエルス法 108号一大統領令715号による改正に基づく)。

27日 ▶6州市で暫定国民議会非招集決議。

28日 ▶英人言語学者誘拐さる——バシラン島イサベラ町への途中海上で。3月22日釈放さる。

▶外国人の南部危険地域旅行禁止——国防省覚書。マラウイ、コタバト、イリガン各市、ホロその他数町。

29日 ▶ヨルダン国王夫妻来比——非公式訪問(～3/2)。3月1日比・ヨルダン両国は国交樹立に合意。可能な限り早期に大使交換。

3月

2日 ▶立法諮問議会は設立準備中——大統領発言、①規則、所在地、②議員を選挙で選ぶか市民議会連合から選任するかを検討中。

3日 ▶サンボアンガ和平会議再開——7日間に南西司令部管内を巡回する。今回より政府パネルにいわゆるモロ共和国バシラン亡命政府元大統領 Hadji Hamid Camlian(3カ月前に帰順、現バシラン知事)が参加。

▶高等教育機関の首都圏外分散要請——首都圏知事、国家教育委員会に対して。

(注) 3月17日上記委員会は今後、首都圏内の学校・コース新設・拡張を認めないと原則的に合意、4月23日教育省は首都圏内私立大学の77年度入学者を前年度並みに制限。

4日 ▶医師試験合格者に農村訓練必須——看護婦も含め、6カ月間(指令書第377号)。

5日 ▶公務員9000再配置計画発表——監査委員会が1年間に実施。

▶ダミニー禁止法は金融機関にも適用——中央銀行。ただし、法務長官の特別の承認を得た場合、フィリピン人が議決権株式の過半数を所有するよう規定されている場合、および既存の外銀4行支店には適用されない。

▶国営海運会社設立——Philippine National Lines (PNL)。25%まで民間に公開可能。大統領令900号。

7日 ▶宗教の自由停止非難の抗議集会——女子大で約1千人が、国外追放されたイタリア人司祭の復帰を含む5点要求声明発表。全員 Association of Major Religious Superiors 会員 (UPI)。

8日 ▶国民議会招集に反対せよ——アスピラス観光長

官はバキオ大学卒業式で、バランガイ・市民議会民主制度の廃止、旧政治制度復帰の試みに反対せよ、これら分子は国民議会を招集して伝統的指導者が権力に復帰することを望んでいると演説。

▶大統領、将来土地は政府管理下に——①政府の政策は、私有財産を尊重するが土地は有限資源なので土地利用は一般の福祉のため計画・管理されるというもの。したがつて農地の分譲地、その他の商用目的への転換は政府の認可を要するなど制限されることになる。土地資源管理法草案は丁度完成した。同法は農工商住その他土地利用区分計画を含む。②新国道の両側500mの政府留保を命令した。③事業家はマニラ市庁舎から50km内の新工場建設を差し控えるべきだ。

▶バタアン NPA 戦闘——Dinalupihan付近で会議中警察軍襲撃、3司令官含むNPA4人死亡、6容疑者逮捕。

9日 ▶第3回日比経済協力委員会開催——①日本側は討論の出発点として「南西太平洋地域」を含めることを提案、比側は当初はASEANに限定するよう主張。②比側は日本に約束尊重と契約取消しまたは削減の場合コスト分担を要求。日本側は銅精鉱供給契約の安定化で2提案（在庫基金と銅精錬請負い案）を提示。

▶公務員約20万バランガイ未登録——全国約100万人中登録済は77.3万。登録期限1975年4月15日。

▶ソルソゴン NPA 幹部逮捕——Irosinで戦闘後、A Grabador同地区教訓部隊司令官。

10日 ▶大統領、地域民議会連合執行委設置命令——13地域に、各5人で構成（知事または市町長1、バラガン連合・青年バランガイ連合の会長各1、市民議会連合の民間代表2）、毎月1回定期会開催。

（注）27日自治省長官は全地区での成立を発表。全員65人で全国執行委員会を構成。4月地域執行委員会をさらに民間代表2を加え7人に増加、全国執行委員会は計91人になった。

▶工兵隊トラック伏撃さる——南ラナオ州。灌漑工事現場に向う途中、地雷に接触、攻撃受く。軍人4を含む8人死亡、軍人9を含む15人負傷。

▶地主、移転農地の価格算定方式修正を要求——Association of Landowners for Agrarian Reform Movementの大統領宛書簡で。

▶南ラナオ、アロント・ルクマン派帰順——Sultan Makapaar Tandual Ampoanを筆頭とする22リーダー、ヒガアノン族族部下約4万、武装約200人。コタバト・南ラナオ・ブキドノン州境の森林地帯で活動。

▶韓国商工部長官来比——張礼準長官（～3/12）。

11日 ▶SECを大統領府管轄下に——同時に権限強化（大統領令902-A号）。

▶比・カナダ租税協定調印。

▶任期延長国軍将官の退役指示——エスピノ国軍参謀

長ら全員辞表提出済。また厳格な能率・道德規則を満たさない軍人・警察官の解任も指示（指令書第382号）。

12日 ▶大統領後継者に関する大統領令公布要請——北部ルソン知事・市町長会議の決議。13日にもビコール・南部ルソン・首都圏市町長会議が決議。

（注）17日マニラ、ケソン、サン・ファンの市民議会は後継者指名を大統領に委任する決議を採択。

▶大統領夫人、ソ連婦人指導者と会談——ソ連高等特別教育副大臣・ソ連婦人委員会委員長で土地をもたない農村労働者に關する会議の代表として来比中。同席者はタス通信特派員F.コノピクヒン、フィリピン大学経済客員教授V.アーキヒボフ。

▶BOI登録企業はダミー禁止法の適用外——投資委員会。投資・輸出両奨励法登録プロジェクトに関し。

13日 ▶政治犯5人、ハンスト中止——E. de la Torre神父グループの16人の5人で1月5日開始67日後にパンパンガ州オリバス基地に拘留中でマニラへの移転を要求。

▶韓国外交部長官来比——朴東鎮長官（～3/15）。在アジア公館長会議出席のため。

14日 ▶ソ連と砂糖輸出協定調印——このほど調印。40万トン。今年3月25日～77年5月の間に実施。

▶大統領、株式投機に警告——石油株投機に關し投資家保護措置指示。①株価変動制限に関するSEC規則再実施、②株式の資本利得税停止（本来は本年6月実施予定であった）、しかし1/4%取引税は続行ほか。

▶メラルコ財団、大株主処分期限再延期せず——1万株超の株主200人は延期期限の1月末までに超過株式を処分せず保有。

15日 ▶銅精錬所、当面は1件のみ許可——パテルノ工業長官。銅鉱石生産減少のため。3月下旬に計画中の2社のうちアトラス社は延期を公式に発表。

16日 ▶工場エネルギー節約計画提出命令——国家石油会社エネルギー節約審議会に。指令書328号による。

▶民間人を業績評価委員会に任命——計30人（指令書第386号）。

▶ミンダナオの陸軍・警察軍衝突事件調査——同事件で士官2、下士官3死亡、10人負傷。他に同地域で同種事件24発生。

18日 ▶世銀対比借款発表——計4550万ドル。①2500万ドルは教科書・カリキュラム開発、②2050万ドルは第2次畜産プロジェクト。

▶中国農業使節団来比——团长農業部副部長揚立功ら9人（～3/29）。農務長官招待。

▶バナウエ、ミンダナオ観光地の外国人訪問可能に一観光省発表。ただし、コタバト市、マラウイ市、ホロを除く。

19日 ▶米25行、中銀に2億ドル借款供与——5カ年有効。76—77年国際収支調整用の4.5億ドル借款の一部。

20日 ▶北ダバオ州 NPA 隠れ家手入れ——Asacionで、J. Acedillo ダバオ諸州ゾーンⅢ北部地域議長ら4人死亡。

21日 ▶大統領は後継者選定権をもつ——大統領府は同要旨の1971年憲法議会ジャーナルの抜粋を公表。

22日 ▶休日の逮捕状執行抑制指示——国防長官の対軍・警察指示。また民間裁判所の命令順守も。

▶在日比商工会議所設立——このほど設立。会頭 C. Hagedorn PAL 地域副社長。

23日 ▶陸軍、Masiu 町奪回——南ラナオ州での23日間の作戦後。反乱軍が自らの旗を立て、外國の援助国に送る写真を取っていた町といわれる。

24日 ▶アトラス鉱山社外国人執行役員の留任は78年まで——パテルノ BOI 委員長。J. M. Soriano 社長、A. Soriano Jr. 上席副社長、C. D. Clarke 執行副社長は投資奨励法第7条(g)規定により1978年まで現在の地位に留任できる。

25日 ▶ブキドノンで民間防衛隊の武装解除——サンフェルナンド町カラガンガン村。

▶教育者使節団訪中——教育省後援、中国教育部招待(~4/8)。

▶米社と砂糖5カ年輸出契約調印——Philippine Exchange Co. が Sucrest Refining Corp. と、76年65万トン、77年93万トン、78年100万トン。

▶新設ヤシ油会社、30%株式公開——74年投資委員会登録の9社で、20%公開は登録要件。

26日 ▶国営大型貨物船修理ドック会社設立——Subic National Shipyard, Inc. 能力30万総トン。所在地 Cabangan Point。会長エンリレ国防長官。

27日 ▶大統領、軍首脳部改組——8人退役、21将校新役職に任命。主要人事①退役、陸軍司令官 R. G. Zagala 少将(新任、F. U. Abat 准将・陸軍副司令官)、②空軍司令官 J. L. Rancudo 少将(S. O. Sarmiento 准将・第1航空師団長)、③海軍司令官 H. M. Ruiz 海軍少将(E. K. Ogbinar 准将・海軍副司令官)、④警察軍副司官 G. B. Fider 准将(T. P. Diaz 准将・第1管区司令官)、⑤国軍兵たんセンター長 A. G. Tamayo 准将(J. V. Francisco 海軍大佐)、⑥警察軍第3管区司令官 L. C. Amor 准将(M. S. Espina 准将)、⑦空軍副司令官 A. P. Alvarez 准将(E. E. Bueno准将)、⑧陸軍北東部司令官 T. F. Paraniz 准将(G. L. Manuel 大佐)。

(注) 今回異動で戒厳令布告に廻し事前協議を受けた軍人12人のうち陸海空3軍司令官が退役した。

28日 ▶回教徒帰順者非協力的に——軍情報筋。スルー

を除く各地で以前と異なり未逮捕反乱の情報を与えず、民間自衛隊として前線で戦わず、衝突を避けている。反乱は山の隠れ家から町に下り、一般人と混じっている。

▶フク団を合法退役軍人協会に公認——フク団創立34周年式典で発表。

29日 ▶現大統領の権力は後継者に移譲できない——A.M. トレンティーノ元上院議員はTV インタビューで、マルコス大統領の強大な権力は憲法上彼個人に属し、何人も継承、委任によりこれを行使できない、大統領令で任命できるのは暫定首相選出までの重要国事管理のためのみ、と主張。

▶米社とさらに砂糖5カ年輸出契約——Philex が Great Western Sugar Co. と、年間50万トン。

▶ADB、対 PNR 借款調印——2420万ドル。南部線改修用。

▶帰郷運動実績——75年9月開始以来 502 家族 2495 人。

▶比米通商協定交渉再開——ワシントン(~4/9)。比側代表 W. Vega 大使。米側代表 I. エドモンド国務省東アジア太平洋局次官補。比側は74年7月米側提案の経済協力・開発条約草案に答へ、貿易と投資に関する条約草案を提示。年後半に再開予定。

30日 ▶日比友好道路追加借款調印——38億円。カガヤンダバオ間。

▶WHO対ベトナム援助会議——マニラ。参加11カ国。援助申し出は目標7500万ドルに対しフィリピン、マレーシアの2カ国計680万ドルのみ(~3/31)。

31日 ▶4市長、9知事解任——ケソン、カラーカン、カガヤン・デ・オロ、イロイロ各市長、パンパンガ、南北ラナオ、ヌエバ・ビスカヤ、ブキドノン、北カマリネス、カミギン、カリンガ・アバヤオ各知事。他の自治体首長は別途指令あるまで留任、首長に対する告発提出期限は4月末日。元副知事以下の被公選職者は市民議会員として1976年末まで留任。

(注) 知事入れ替えは本日以前に7州(南ラナオのみ重複)で、全国72州のうち計15州に。

4月

1日 ▶米国務省、マカバガル前大統領の亡命拒否——逮捕切迫の報に早朝に米大使公邸に亡命許可要請、10時間後同公邸を離れた。

(注) 亡命の動きは同氏の「Democracy in the Philippines」を出版直後にとられた。1日午後に大統領にも送付された。同氏は、大使館当局が、フィリピン政府の保証——私に対する逮捕令状は出されていない、私は好きな時に出国できる——を得た後、同公邸を出たと声明。政府は全く論評せず、無視の態度を維持した。

▶世銀、灌溉プロジェクト借款承認——5000万ドル。

カガヤン谷チコ川開発 9 カ年計画の第 1 段階用。

▶ダミー禁止法違反で外国人起訴——法務省。

2 日 ▶ゴルフ・クラブ、軍人経営陣で新発足——国防長官は、2 月経営陣の詐偽事件で閉鎖された、Makati Golf & Country Club(子会社) 経営陣に会長エスピノ國軍参謀長ら 9 軍人を任命。

▶経済協力基金借款供与——全国 22 漱溉施設修復設備購入。3400 万ペソ相当。

▶国産化 2 計画開始——BOI 発表。農業機械と工業用機械の 2 分野で。

▶IMF、2 借款承認発表——①7750 万 SDR(約 8900 万ドル)。補償融資。②2 億 1700 万 SDR(約 2 億 5000 万ドル)。中期融資。

4 日 ▶警察軍幹部異動——3 月 27 日異動に伴うもので、北東および西部司令部各警察軍司令官等を含む。

▶マラウイ市検事・北ラナオ町長を逮捕——反乱運動連座容疑で。

5 日 ▶労働関係法令施行で軍と代理協定——労働長官、国防長官・警察軍司令官が署名。

▶米領事館員の認可状撤回——副領事が 2 月 23 日ビザ申請のフィリピン人を手荒く扱ったとして。

▶比中合同貿易委員会設置覚書に調印——委員会は毎年マニラと北京で交互に開催する。同時に比中両国間の 76 年貿易取引に関する覚書も調印。

6 日 ▶土地移転証書発行促進措置——このほど手続を改正、所有地調査・分筆など移転作業に必要な書類を 30 日以内に提出するよう義務付けた。従来は期限なし。

(注) 29 日 DAR は提出を要求する「地主に対する公開状」を出した。

7 日 ▶PAL 機乗取らる——ダバオに向う途中 BAC111 型機がカガヤン・デ・オロ市で MNLF と名乗る 3 人組に乗取られた。犯人は、現金 30 万ドル、拘留者 4 人釈放、リビア行きを要求。8 日マニラ国際空港で乗客 69 人を身代りの人質と交換後、コタキナバル、クアラルンプール (DC8 に乗換え)、カラチを経由、13 日リビアのベンガジに到着。14 日リビア政府は、カダフィ議長との会談後、乗取り犯の亡命を認めた。

8 日 ▶大統領、ASEAN 条約に署名——パリ会談の友好協力条約および ASEAN 常設事務局設置同意書。

▶経済使節団訪中——团长ビラタ財務長官他 11 人。

▶株式取引所に外貨建取引部設立承認——中央銀行、ガイドライン公布(回状 513 号)。4 月 22 日開設。

10 日 ▶ソ比友好協会代表来比——团长 K. レオンチビック最高ソビエト副議長他 1。13 日大統領と会談、ソ連は ASEAN の平和・自由・中立地帯の希求を支持する旨伝達した。

▶スピック基地当局の不当な扱いに抗議——外務省は、3 月盗難事件時に当局側が PX 比人女店員 25 人を裸にして検査したとして抗議。7 月法務省は女店員の訴えを却下。

11 日 ▶ラナオ 2 州正常化・開発促進で 8 点合意——国防省での以前対立していた 2 州指導者と軍関係者との会談で、木材コンセッションの段階的解消を含む。

12 日 ▶軍に不正・無能役人取締りで協力要請——大統領は軍首脳との会談で、好ましくない公務員、知事・市町長、特に司法官・検察官のリスト提出を命令、一般市民は公務員の告発にまだちゅうちょしていると述べた。

▶比米軍事条約改訂交渉開始——ワシントン。両国代表はキッシンジャー国務長官、ロムロ外務長官。米側は在比 2 基地の将来に関する米国の立場について草案を提示、比側は検討後自國の草案提示を約束。

13 日 ▶警察軍異動——今回は管区副司令官以下州司令官クラスの 18 人。

14 日 ▶比、アンゴラ人民共和国承認。

▶駐比モンゴル大使の信認状受理——東京駐在大使の兼任。

16 日 ▶大統領、来週地域市民議会招集する——また直後に立法諮詢議会を設立しようと発言。

18 日 ▶復活祭で夜間外出禁止令解除——18, 19 日朝。

19 日 ▶第 2 回比ルーマニア合同政府委員会(~3/24)。

20 日 ▶政府系石油開発会社設立——PNOC 子会社で PNOC Exploration Corp.

21 日 ▶ソマリアとの大使級外交関係樹立を発表。

▶Nacu 神父の軍法会議審理開始——破壊文書印刷・配布容疑で 1973 年 1 月 29 日逮捕、La Salle Fathers 所属。

▶外国人 4,136 人に帰化認む——大統領令 923 号。申請者 1 万 9334 人のうち第 1 次 2,802 人と合わせて計 6,938 人に。

24 日 ▶地域市民議会連合設立命令——構成は州・市の市民議員・知事・市町長・各市民議會議長、毎年少なくとも 1 回招集する。タガログ語名は Pampook na Katipunan ng mga Sangunian (PKS)。(大統領令第 925 号)。

▶第 1 次東独貿易使節団来比。

25 日 ▶第 3 回政・労・使会議開催——最低賃金引上げを大統領に勧告、しかし金額とその他各種生活手当との調整問題では合意できず(~27 日)。

▶プラウダ、在比米軍基地で論評——ウラジミール・オゼロフ評論員。基地条約は事実上フィリピンの国家主権を侵害し、その尊厳を侮辱していると。

26 日 ▶各地域市民議会連合会議開催——役員選出。そ

の他決議採択。立法諮詢議会の構成問題では、執行委全員91人の自動任命、全地域連合員による91人選出案等が提出されたが、事実上大統領に選出を委任。

▶小作のサマハン・ナヨン加入期限設定——DAR。今年6月30日まで。現在小作の未加入で、約4万通の土地移転証書（CLT）が宙に浮いている。

（注）DAR長官によれば、米・とうもろこし小作地140万ヘクタールのうち土地移転の対象は759,015H（53.3%）、農民393,778（43%）、正式の賃借契約に移行するもの663,975H、農民521,136である。

5月下旬の報道では、サマハン・ナヨンへの加入拒否のため中部ルソン全体で5,389通のCLTが撤回されている。

▶ASEAN 第2次パッケージ検討開始——マニラ（～4/30）。工業に関するASEAN 経済閣僚委員会第1回会議。工業補完プロジェクト第2次パッケージの技術的検討。27日フィリピンは自動車補完計画実施のための8点計画を提出。

28日▶自治省、自治体首長に釈明指示——行政告発を受けた289人に対して（知事21、市長28、町長141、パランガイの長99人）。これまでに48人免職（知事8、副知事1、市町長14）。

▶在サバの比難民3万——フアド・サバ州首席大臣は、州内の比人難民の移住措置を取るが、サバを離れたい者はそうできるし、州政府は隣国の内政に干渉しない、と述べた。

▶米1000万ドル借款協定調印——ビコール流域総合開発計画の一部の道路建設用。

29日▶全発電所の国有化予定——デル・ロサリオNPC支配人声明。大統領令40号による。

▶外資の内資借入制限検討中——関係省庁委員会。

30日▶日本人に銃砲弾薬不法持て禁錮刑——軍事法廷は20年を判決。75年1月30日逮捕。

▶軍法会議、政治犯のマニラ移送命令——E. de la Torre 神父ら13人をオリバス基地から。ディオクノ弁護士の移転請求に対し、最高裁は3月末承認を決議。

5月

1日▶大統領夫妻、英國訪問に——非公式訪問。2日ロンドン着、4日キャラハーン首相と私的におよび銀行家と会談後ケニアに出発。

▶労働者・学生集会、デモ——約3,000人が労働日シンポジウムでラサール大学で集会後、①最低賃金18ペソ、②スト権回復を要求して“マラカンアン”へと呼びデモに移ったが、警察部隊に阻止され3時間後解散。中心は Association of Filipino Workers（未認可、120組合参加）の青年リーダー。また Catholic Labor Center のロサレス司教がミサを行った。

（注）軍当局は1日以前に司法ストで逮捕された労働者130人の大部分を釈放した。

▶ミンダナオ全域を單一の軍司令部下に統合——南北、中央両司令部を南部司令部に統合、司令官 Romulo Espaldon 海軍少将。今後同司令官は4軍各本部の承認を要せずに管轄地域内の各軍の動員可能になる。

▶大統領、最低賃金引上げ——①首都圏内非農業労働者10ペソ（1970年制定旧賃金8ペソ）、②首都圏外非農業労働者9ペソ（8ペソ）、③プランテーション・組織農業労働者7ペソ（4.75ペソ）、④その他の種類の農業労働者6ペソ（4.75ペソ）（大統領令928号）。

（注）政府試算では、74年以来の各種法定手当で首都圏内の非農業労働者の日給は平均13.4ペソ、首都圏外は12.4ペソになっているという。

3日▶糖業労働者らの最低賃金引上げ発表——労働省。糖業では現行6から7～11ペソ、ココナツでは現行9.25から10ペソに。

▶中国原油供給2カ月間停止——本日明らかにされたところでは季節的困難のため4月7日に3月分最終出荷以来停止。PNOCは5月再開の保証を与えられたという。

4日▶米・とうもろこし新価格、新運賃発表——I.A. 小売価格(kg当り)。1.90→2.10ペソ、とうもろこし1.45→1.60。5日発効。B. 買上支持価格(50kg)。米50.0→55.0、とうもろこし40.0→45.0。7日発効。

II. A. バス・ジープニー。最初の5km 20→25セントボ（首都圏）。B. タクシー。最初の350m 40セントボは現行通りとし、以後350m毎に20セントボを、300m毎20セントボに引き上げ。5日発効。

（注）5日首都圏の旅客運送業者は依然料金の50%引上げ要求を表明した。国家穀物庁は新価格より全国平均キロ15セントボ安で小売りされている米価を安定させるため9日から10～20セントボ安で販売開始。

5日▶比、民主カンボジアと国交樹立——76年4月国連海洋法会議で両国国交回復日で合意していた。

▶大統領、ナイロビ着——6日第4回UNCTAD総会で演説、グループ77のマニラ宣言と行動計画を提出、ひも付き援助廃止、すべての不平等関係の終結、「第3世界経済体制」の設置を要求した。同行の大統領夫人は7日国際ハビタット基金の諮問委員会の最終討論で100万ドルの寄付を約束した。9日帰國の途につき、同日セイセルズ島でR.マンチャム次期首相とニューデリーでガンジー首相と会談、10日ラングーンを訪問サン・ユー將軍と会談、同日帰国。往路ではガヤ・イスラム会議事務局長と会談、カイロも訪問した。

7日▶土地移転証書の受理拒否問題で覚書——DAR公布。①土地移転証書（CLT）保有農民は農地を他用途に転用できるが、第3者への転売は不可。②CLT受理を

拒否した農民は6月30日まで最終決定期限を認められる(3月30日現在拒否者385人)。③CLT受理前または後に土地を放棄した小作は財産保有権を失う。④地主の抗議で発行が控えられているCLTを小作に配分するが、CLTに「Under Protest」のスタンプを押す。⑤裁判で係争中の土地のCLTは小作に配分する(小作数で39,243)。⑥地主は条件を満たせば、小作を代替地に移転できる。⑦銀行差押えの農地、農地改革令公布前に他の名義に書換えられたが所有権未登録の農地、および現在他の作物が作付けられているが以前は米・とうもろこしが作付けられていた農地のCLTも配分する。

▶料理用油、ノート類統制価格引下げ——10%引下げたが、市場価格の低下に追随した措置。11日にも同様ミルク価格引下げ実施。

8日 ▶政府、イスラム外相会議に「和解計画」提出一同会議筋13日公表。その一部は、行政への参加拡大を保障するため2つの自治委員会を設置する。委員会は南部で実施される政治・社会・経済開発計画の優先位を決定するというもの。

10日 ▶重要分野への政府参加を拡大——シカット国家経済開発庁長官は25年計画の起草に関連して次のように述べた。現在の政府活動はいくつかの識別できる方向に向いている。たとえば、①PNOC、公共事業への投資増、NPCの発電所支配。②主要輸出品の貿易への参入。現在砂糖だけだがココナツも含めうる。③政府企業の強化、PITC、NDC等。NDCはその他造船、銅精錬、製鉄等基礎産業に従事するため強化されよう。

また、①新比米通商条約は、最近技術レベルで合意した片務的投資保証方式をとる比仏経済条約にならうことになろう、②大統領の製糖工場拡大凍結令は解除された、と述べた。

▶大統領の5月31日訪ソ発表——タス通信。11日には大統領自身が発表。

11日 ▶第1回青年バランガイ全国大会開催——州市バランガイ連合会長149代表参加。

▶外資系石油会社、燃料補助中止要請——運賃、米価上げで。75年5月—76年3月の4社負担は1620万ペソ。

▶日比合併2大木材プロジェクト放棄——BOI発表。①三菱商事とAguinaldo Development Corp.の木材加工・パルプ・紙プロジェクト。資本参加割合で、日本側40%に対し政府は30%限度を主張、折合わず。②伊藤忠とSta. Ines-Melale Veneer and Plywoodのパルプ・紙プロジェクト。十分な植林面積が入手不可能なため。

12日 ▶国際自由労連アジア地域第11回会議開催——マニラで、比側主催者フィリピン労働組合会議(TCUP)。

13日 ▶日本24行、150億円借款供与——中央銀行に対

し東銀他。返済期間7年(4年猶予)。

▶大統領、非同盟政策表明——閣議でUNCTADに関する外務長官報告に対し、「私の希望はわれわれが参加するすべての国際フォーラムで適度のかつ控え目な立場を取ることである。小国はもはや大国の戦争を聞くべきではない」、これまでの10年間のフィリピンの外交政策は定ったコースもなく潮の間に泳ぎ浮んでいた、と述べた。

21日にも、発展途上国は大国間の対決を阻止するため統一した影響力を行使すべきだ、と演説。

▶中国武術代表団来比——一行41人。

15日 ▶日本人真珠養殖技術者誘拐さる——サンボアンガ市の日比合弁サウスシー・パール社駐在員沖正人氏。21日犯人側40万ペソ身代金要求。6月15日釈放さる。

17日 ▶ASEAN労働大臣会議——マニラ(～5/18)。18日共同コミュニケーション(域内社会経済開発促進7点行動計画)採択。

▶モデル・コミュニティ落成——大統領出席の下、Kapitbahayanプロジェクト(ナボタス、5.8ヘクタール)で当初トント(約2.8万家族)から562家族移転。

19日 ▶台風Didangでルソン全域出水——台風は24日北部ルソン西岸に抜けたが、30日ようやくマニラ北部道路通行可能に。20日ケソン、ビコール、首都圏、24日ルソンが災害地域に指定された。27日現在全国死者111人。推定被害額6億2500万ペソ。

21日 ▶欧米18行、中銀に借款供与——ロンドンで大統領調印。1億ドル。

▶PAL機BAC III乗取らる——ダバオ—マニラ便(乗客103人)がダバオ離陸後。自称MNLFの犯人の命令でサンボアンガに着陸、犯人側(6人)は現金37.5万ドル、ライフル、DC-8型機でのリビア行きを要求。23日午後12時半軍部隊突入、手榴弾が爆発し同機は焼失した。死者13、負傷22。乗り取り犯は3人死亡、3人逮捕さる。

▶ソ連労働事情視察団来比中——労働組合全国連合(NATU)の招待。全ソ労働組合中央評議会代表3人。

22日 ▶在サバ難民の帰国をいつでも歓迎する——エスペナルドン南部司令部司令官声明。

23日 ▶小地主団体、農地改革反対を撤回——農地改革のための地主協会会長は、地主は24ヘクタール留保要請を撤回する、全面的に検討した結果現行の7ヘクタール留保規則に満足である、と演説。

26日 ▶世銀、2借款供与発表——①1150万ドル。第2次穀物加工プロジェクト。②1200万ドル。漁業開発。

28日 ▶学内の学生急進派の復活予防措置指示——教育省命。反政府的傾向の集会・大衆行動等の活動が学内で持たれ、好ましくない分子が合法学生活動に侵透しているとの報告に基づく。

▶世銀、対比2借款発表——①2200万ドル通常貸付、②1000万ドル特別貸付で、マニラのスラム地区の保健生活改善用。

29日 ▶首都をマニラ首都圏に移転——大統領令940号。6月24日からマニラおよび大統領824号規定の Metro Manila 地域を中央政府の永久所在地とする。

▶OIC、カルテックスに価格引下げ命令——①対マニラ電力会社燃料油価格はバレル当り120.11ペソにする。②対 PPC のフィード・ストック価格は114.16ペソとする。③供給契約のエスカレーション条項は無効とする。④命令の発効は76年3月1日とする。

(注) 2社は契約時点74年2月1日以降分の差額払戻しを要求したがOICは却下、9月中旬大統領はOIC決定を74年10月まで遡及させるとの修正を加えて承認。

30日 ▶フィリピン輸出審議会設立——Philippine Export Council. 輸出戦略を立案し、モニターする。会長はPITC社長の兼任（大統領令941号）。

▶大統領夫妻、訪ソに出発——同日ハバロフスク、31日モスクワ着。31日ポドゴルヌイら指導者と会談。6月1日ブレジネフ書記長と会談、同日の晩さん会演説で、ASEANの中立地帯構想に対するソ連の支持を正式に要請した。

6月

2日 ▶比ソ国交樹立に合意——マルコス大統領とポドゴルヌイ議長は、①共同声明、②国交樹立に関する共同コミュニケーションに、ビラタ財務長官とパトリ对外貿易相は、③貿易協定に調印した。

▶国民化業種の外国人技術者雇用ガイドライン——法務省公布。

▶グランドファザー規則適用は未決定——リムヨーコBOI理事。法務省見解未決定のため、国籍定義は従来通り60:40要件を使用する。

3日 ▶ポドゴルヌイ、訪比招待受諾——返礼晩さん会で、可能な限り早い時期にと。マルコス大統領は席上、フィリピンは対ソ国交樹立後に成人となり、完全な独立と自主を達成した、と述べた。

同大統領は記者会見で次のように述べた。①国交樹立は反乱に関する限りフィリピンに危険をもたらさない、②アジアは平和・友好・協力の大陸となねばならないし、このゴールは闘争の努力に値する、③ソ連政府はASEAN中立化の動きに同情を表明した。

4日 ▶ロペス III 世らの暴行事件を軍事法廷に委託一大統領命令で計7人。事件は75年9月19日フォルバス・パークで発生。

5日 ▶トンドで移転反対集会・デモ——住民グループ

約5千人は大寺院前で集会、デモに移ろうとして約2千人逮捕される。聖職者が、バンクーバー人間居住会議でスラム住民に発言の機会を要求するパンフレット配布。

▶中国、台風被害に贈与——既引渡分を含め合計230万ペソに。

6日 ▶比、中央アフリカ共和国と国交樹立——このほどニューヨークで協定に調印。

▶ユーゴ使節団来比——モジソフ外務次官ら4人（～6/8）。

8日 ▶大統領、訪ソから帰国——4日レニングラード、5日ボルゴグラード、6日タシケントを訪問し帰国。帰国演説で、①国交樹立はフィリピンと友人・同盟国との既存関係を損わない、②また社会、経済、政治制度の変更を意味しない、③領土保全に以前より確信を強めた、と述べた。

9日 ▶世銀2借款調印——ニューヨークで大統領夫人、トンド・ダガット・ダカタンのスラム地区再開発に。①2200万ドル。通常貸付、②1000万ドル。第3の窓口貸付。

10日 ▶比ソ、ホットライン設置契約調印——イースタン・テレコム社が比ソ海運会社にマニラ・ウラジオ間の民間回線を貸与。

11日 ▶南ラナオで400人投降——指導者6人、全員2年間サバで訓練を受けたという。ディマポロ州知事によれば、南北ラナオ州境で活動中の3人のリーダーの下には約500人の反徒が残っているだけという。

▶比仏原子力平和利用協力協定調印。

▶比・マレーシア石油供給協定調印——ペトロナスと比側PNOC間で。1日当り8,000～10,000バレル。

▶豪、比の手工芸品に特恵供与——協定調印。6週間後発効、2年間有効で以後自動延長される。

12日 ▶人為的方法による産制に再度反対表明——カトリック司教会議。

▶218人に特赦——独立記念日にあたって。

14日 ▶比仏租税条約調印——パリで。投資保証と二重課税防止。投資保証は、フランス貿易保険会社が海外投資を行う仏民間会社に信用を供する前に関係外國政府の保証を要求する方式をとる。

▶中国、比の石油探査に警告——中国外交部は、南沙群島地域での石油探査は中国の領土と主権に対する侵害であると警告（新華社）。6月5日南ベトナムも南沙群島に対する主権を再確認する声明を発表。

▶政治犯116人ハンストに入る——ピクタン更生センター収容者が条件改善を要求して。改善策開始に伴い中止されたことを近親者筋が29日明らかにした。

▶第5次円借款約束——沢木駐比大使がNEDA長官

に233億円の供与を約束。うち商品借款50億円。

15日 ▶肥料輸入禁止解除——肥料業界承認。ただし3種のみで、76年輸入予定量は尿素9.4万トン、硫安4.9万トン、苛性カリ4.9万トン。

(注) 高価格の在庫を今後の低価格輸入で相殺できる見込みで、これで政府補助は4億から2億ペソに削減、77年は8000万ペソ、以後補助なしにできる予定。

▶首都圏、不法占拠者移転期限設定——3週間内に。現在移転を要するのは約4万9811家族、うち緊急移転センターに移転済は3,313家族。

▶比米軍事条約交渉再開——バギオ。米側代表サリバン駐比大使は開会に当り次のように声明した。米国は東南アジアにおける有効な軍事均衡を維持するために在比基地を引き続き使用する。米国は過去にこうむった幻滅と失望にもかかわらず西部太平洋に有効な軍事力を維持する上での代価を支払いその責任を担う用意がある。米国は、対比相互防衛条約を尊重する。

比側代表ロムアルデス駐米大使は、比政府は75年12月のマルコス・フォード共同コミュニケで合意された基地に対するフィリピンの主権の完全な承認を追求する、と声明。

25日両国草案の下検分を終了、相違点調整のため作業委員会を設置することに合意。同日自國政府と協議のため休会に入る。

▶外務長官、南沙問題で中国に反論——リード・バンク（灘染礼）はフィリピンの大陸棚の範囲内にあり、我国はこれを大陸棚に関する国連協定に従い我国の経済開発地域の範囲内にあると58年に宣言した。フィリピン共和国は1968年に誰の反対もなく200マイル経済水域を探査・開発する権利を宣言した。

▶世銀对比協議グループ会議開催——パリ(～6/16)。会議は、比政府が1977年に公的開発援助7億ドルを求める必要があることに合意、75年10月会議設定の援助目標6億ドルを取得できようとのコミュニケを発表。

16日 ▶パンタバンガンで戦闘——コルプス元中尉の副官でカガヤン谷地域作戦司令部政治員F. Camus(戒厳令布告後最大のNPA員、賞金2万ペソ)ら司令官2を含む4人死亡、6人逮捕。

17日 ▶元中国人学校長の資料簿取消し——教育省が期限までに帰化証明未提出のため118人について。元中国人学校128のうちフィリピン国籍の校長は10人のみ。

▶第1号石油化学プラントの青写真承認——PNOCがバタアンに建設予定、ナフサ・クラッキング・プラント(1980年完成、当初25万トン)を含む。推定コスト7.5億ドル。

(注) BOIはAsian Petrochemical Development Corp. (Herdisグループ)に対する米資40%参加を承認した。

18日 ▶拘留者虐待で4軍人の軍法会議送付承認——国防長官がDe la Torre神父の告発に基づき承認。27日同長官は軍拘置所に対し虐待防止を警告した。

▶大統領、中古トラック・タイヤの暫定輸入承認——

①第2年度の再検討を条件に今年7月～77年6月に中古トラック1250万ドル、トラック・エンジン250万ドルの輸入承認、②12月末までタイヤ輸入禁止令を解除、150万ドル分輸入承認。

▶米輸銀、原子力発電プラント借款調印——直接分2億7700万ドルを含め総額8億3900万ドル。うち2億5660万ドルは米行中心の30行が貸付け(ユーロローン)。返済開始は完成後7年目から。

19日 ▶南部融和政策は成功——エスピカルドン海軍少将発言。政府は南部の作戦を索敵撃滅から融和政策に転換した。これで回教徒問題はより早く終了させられる。索敵作戦はより多くの敵を作りだすだけであったが、融和策採用以来約2.5万の反徒が帰順、政府の平定計画を助けている。現在山中には約2千の反徒しかいない。

▶日比植林プロジェクト技術協力協定調印——5万ヘクタール、器材3億円供与。

20日 ▶外務長官、8月北京訪問予定——先に7月訪問の招待を受けたが8月への延期を要請。

21日 ▶北ベトナム、比米関係論評——最近クアンドイ・ニヤンザン紙は次のように論評。フィリピンは米国に対する依存を全面的に断絶またはその戦略的必要に迎合するのを止める意思はない。両国間の基地問題に関するギャップは基本的問題ではない。唯一の論争は米国が状況の変化に直面してこの地域の戦略的配置を維持するための程度譲歩するかである。

22日 ▶米当局に2看護婦の保釈要請——外務長官は米大使宛の覚書で、米国で入院患者を殺害した容疑で逮捕された2人のフィリピン人看護婦の保釈を要請した。

▶大統領、有害映画禁止令——猥せつ映画上映中の9館主逮捕、フィルム押収。不正事件で映倫委員会の全員辞任認む。

23日 ▶帰化中国人の子弟も帰化できる——法務長官。大統領令836号による帰化中国人の子弟は成人達成時に比国籍を選択できる。

24日 ▶第9回ASEAN閣僚会議開会——マニラ(～6/27)。大統領は開会に当り、単一の国が東南アで卓絶した力を握る状況は、この地域を危険な帝国主義的野望の人質にしようとする誘惑を育てるので、われわれの観点からすると望ましくない、と演説した。

25日 ▶在留中国人はすべて中華人民共和国の国民——法務長官裁定。結婚許可証を申請する在比中國国民(Chinese nationals)は民法66条に従い中國大使館から結婚の

法的能力を有するとの証明書を入手せねばならない。フィリピンは中国と国交を樹立し，在比中国人を中国の市民とみなし現在中国大使館が設置されているので、戸籍本署は中国人を「無国籍者」と扱う根拠はない。

(注) 比中国交前および台湾領事館引揚げと中国大使館設置の間は無国籍とみなされ結婚の法的能力があるとの宣誓だけであった。

▶大統領、米自給達成——第22回米・とうもろこし産業年次大会で、①全国需要122～123百万カバンに対し今年の収穫予想124.8百万カバンで、3年目にして自給達成、在庫は101日分ある、②マサガナ99貸付の物納返済を認める、と述べた。

26日 ▶对中国砂糖輸出契約調印——PNB 発表。5万トン。

30日 ▶大統領、報道機関の国民化令作成命令——憲法第15条7節(1)による。今回重点は映画会社。

7月

1日 ▶選管委員長、立法諮問議会設立を主張——調査委員会の設置など機能を拡大した同議会を早い時期に組織すべき旨主張。

▶基地協定交渉団に最終指示——大統領。ロムロ外務長官は交渉の重点として次の4点を指摘。①フィリピンは基地使用新協定で、米軍基地に対する主権の影でなく実質を獲得する、②アメリカ人に基地使用に際し治外法権を認めない、③実際に使用していない土地は経済開発計画で使用できるよう比政府に返還されるべきだ、④フィリピンが基地の完全な支配権を握ること。

6日 ▶3大使の信認状受理——大統領。韓国大使、ルーマニア初代駐在大使、ガボン初代駐在大使。

▶分譲地の30%を公園用地——大統領令953号。首都圏内に適用、従来は6%。

7日 ▶中銀、欧25行と借款調印——ロンドン。1億ドルの5カ年クレジット・ライン(ユーロドラー)。

8日 ▶政治犯収容所で暴動——Bictan 更新センターで、収容者35人が De la Torre 神父ら2名の他の建物への移転を阻止しようとして警備兵と衝突、両者に数名の負傷者がいた。

▶警察軍、米軍演習で漁民死亡事件調査——米海軍機の爆撃演習で、6月18日以来6人死亡。

(注) フィリピン政府は13日、米海軍にサンパレス沖演習に抗議、停止を要請した。しかし14日警察軍は米海軍当局は警報を通告済で、米海軍側に責任はないと決定。だが米海軍は、道義的責任を感じ、遺族に賠償金を支払った。

▶カボン大統領夫妻公式訪問——10日ポンゴ大統領とマルコス大統領は協力条約に、11日共同コミュニケに調印(～7/11)。

9日 ▶ベトナム代表団来比——団長ファン・ヒエン外務次官ら5人(～7/13)。

11日 ▶菲華商連、法務長官裁定の再考要請——N.G. Co 常務理事。

▶ビクトンで再び政治犯暴動——収容者の別棟への分離移転に抗議して約118人の収容者が各棟の錠を壊し構内を歩きまわった。前回と併せ大佐1、収容者15人が負傷した。

▶南部司令部、陸軍・警察軍の銃撃事件調査命令——パガディアン市で発生、陸軍兵3人が死亡した。またサンボアンガ市では陸軍兵が中隊長を含む6兵士を射殺する事件が発生している。

12日 ▶比・ベトナム国交樹立——ロムロ外務長官とヒエン外務次官は覚書を交換、共同コミュニケに調印。

13日 ▶ベトナム代表団、南沙問題で会談の用意あり——ヒエン外務次官は記者会見で次のように述べた。①ベトナムは、南沙とリード・バンクの所有権紛争を相互尊重を基礎に討議する用意がある、②ベトナム再建へのフィリピンの援助申し出に感謝する、③ASEANは軍事同盟ではなく、外国に支配されていない組織であることが保証されれば、ベトナムは参加を考慮するかもしれない。

▶地方・中小企業企業融資条件を緩和——フィリピン開発銀行。

14日 ▶比文化使節団訪中——バヤニハン民族舞踊団およびカワヤン・オーケストラの一一行76人。

▶製鉄所建設調査特別委設置——鉄鋼庁管轄下に。100～150万トンで、1981年操業開始が目標。

▶大統領、土地収用令の実施調査命令——首都圏内で、低コスト住宅、公共事業等に使用するため。

17日 ▶軍、教会への反乱分子潜入で警告——バルベロ国防次官と Association of Major Religious Superiors for Women 代表とのビクトン暴動事件に関する会談で、教会はメンバーに身分証明書を交付することに合意した。なお暴動事件時に同協会員ら43人が収容所を訪問していた。

18日 ▶選管委員長、暫定国民議会は招集されまい——代案として憲法を改正し別の立法議院を設立できる。改正のための憲法議会を招集すべきか否かの質問を投票に提出できる。これは大統領令で可能であり、この質問の解決を問う国民投票は、立法諮問議会員の選出と同時に実施できる。

▶南部誘拐事件多発——本日バシランで1件、21日、8月2日各1件、5日2件発生。

▶空港使用料の追加徴収開始——乗り取り防止設備購入のため。国際線は10ペソ増で計20ペソ、国内線は3ペソ増で計5ペソ。

19日 ▶大統領、不良警察官の全国的取締開始指示——他の法執行公務員を含め、国防省・国軍に対し。

▶マサガナ99貸付未返済で起訴開始——DAR等。5月末現在貸付総額35億ペソに対し約19%未返済。

20日 ▶国民議会招集に移行の意図——大統領はインタビューで、しかしそれを招集しないとの國民の決定は尊重されねばならないし、戒厳令も國民の希望なしには解除されえない、と言明。

▶大統領リード・パンクの石油発見確認——南沙群島北部の Sallen Sampaguita 1号井で、比・スエーデンのコンソーシアムが試掘中。

21日 ▶日比賠償終了——1956年5月9日調印。

▶製糖4工場新設勧告——糖業関係省庁委員会。同時に既存4工場の拡張も勧告。

22日 ▶国防長官、教会内反政府分子に警告——アメリカを促進助長するグループはその仕事の特性のために国防長官の承認なしでは逮捕されないと特權を与えられている。軍は戒厳令前の回帰への傾向を観察している。危機状況が再び生じたら軍はちゅうちょせずに秩序維持に必要な手段を取る。

24日 ▶警察軍長官、治安に退歩——警察統合後(74年3月)最初の11ヶ月間で、以前に戒厳令で達成された治安改善、犯罪減少の成果は、戒厳令の自由化に伴う逆流で浸食されてしまった。

▶初犯、6年以下受刑者に執行猶予制——大統領令968号。

▶治安妨害、わいせつ文書・ショウ等の罰則強化——大統領令969号。

27日 ▶一つの中国の立場に変更なし——法務長官。中国國民(Chinese nationals)は、無国籍でなく、中華人民共和国市民と見なされる。フィリピン国内で結婚を希望する中國國民はまず中国大使館から法的能力の証明書を入手せねばならない。

▶米政府車両の暫定自己保険提案却下——陸運委員会。

▶外務長官、日比通商条約の再交渉要求——沢木大使との会談で。

28日 ▶最高裁判事補、立法諮詢會議設立提案——メンバーは國民の選出による。A. Barredo 判事補。

29日 ▶失業増防止措置指示——大統領、閣議で指示。①新ホテル完成に伴い77年初に予想される2~3万解雇者の吸収措置、②低コスト住宅計画の作成。75年の割当3.5億ペソ、77年予想5億ペソ。

▶Sin大司教、政教分離を保証——カトリック教会は、より明るいより良い明日を保障する國の努力の成功を望んでいるので、國家に反対しない、と述べた。

8月

2日 ▶ポートランド・セメント小売7%値上げ承認——同時に容器も94ポンド袋から40kg袋に変更。

▶国防長官、南部の誘拐即時根絶キャンペーン命令。

3日 ▶アキノ裁判、罪状認否開始——アキノ氏6件の刑事訴因を否認、自分はいかなる仕方でも裁判審理に参加しないと発言。

▶労働組合会議、1産業1組合計画開始——加盟23組合、80万人。12産業部門、各5下位グループ制とする方針。

4日 ▶イゴロット代表、ダム建設による移住に反対表明——パナミンは合意報告をしているようだが、カリンガ・アパヤオ、マウンテン両州の4町の12村2.5万人は、政府の4号ダム(Pasil-Chico河合流点)建設用地として約1万ヘクタールの農地が収用されたが、移転先のTabukは暖かすぎ、灌漑施設もないと反対表明。

6日 ▶全国バランガイ連合、立法諮詢會議の即時招集要請を決議——1月決議の再述。

▶大統領、77年予算作成8点ガイドライン——①GNP成長率7%，物価上昇は最大7%とする。②國家の統合を強化、特にASEAN、第3世界との國際關係を固める。すなわち安全保障と對外關係における國家的自立を引続き發展させる。③農工業の國家的自立のため經濟活動の枠組を強化する主要プロジェクトを支持する。④天然資源、地域開発の手段として植林・水利用諸計画の総合的かつ果斷な実施。⑤地熱・原子力その他の発電プロジェクト、石油開発への支援増大によるエネルギー計画の促進。⑥農地改革計画に対する資金援助の促進。⑦人口制限、保健、栄養、社会福祉諸計画の強化。⑧住宅、その他インフラ建設・計画を通じ建設業の雇用を維持する。

▶米 AID 借款調印——①2000万ドル。農村電化組合設立・經營。②1000万ドル。州水道建設。

8日 ▶警察官の最低賃金規定——從來の月267ペソから353ペソに引上げ。

9日 ▶FAO 第13回地域會議——マニラ。13日食糧と農業に関するマニラ宣言採択。

10日 ▶私立学校不動産の免税期間延長——先に大統領令304号で74年分の免税を認めたが、今回は75~76年分にも認む(大統領令976号)。

▶外務省に回教徒問題課設置——大統領令975号。

11日 ▶南ベトナムから帰還者——バンコク経由で37人帰国。

▶セブ市拘置所で集団脱走——トンネルを使い24人。

12日 ▶イサベラで陸軍パトロール伏撃さる——San Pabloで、全員7人死亡、ジープ焼失。

14日 ▶拘留者537人釈放——過去45日間に。

15日 ▶大統領、憲法修正で新立法機關設立を意圖——

全国市民議会連合執行委員会で要旨次のように演説した。①暫定国民議会が憲法を修正して新議会を設立するかを国民に諮問する、②国民が修正を決定すれば修正機関メンバーの選出法を決定せねばならない（選管に直接か間接の選挙かで公聴会実施を指示）、③各種問題の諮問に12月までかかりそうなので、修正機関メンバーの選挙は来年1月となろう、④修正機関の審議結果は雨期前のいつか恐らく5月に国民投票に付されよう。また全委員に対し帰郷し、憲法修正可否について住民と協議するよう指示。

16日 ▶第5回非同盟会議に招待国で参加——事前の同外相会議はフィリピンのオブザーバー参加を退け、招待国として参加を承認。外務次官以下6人が出席。

17日 ▶ミンダナオ西部に大地震——震源地モロ湾内、震度7.8。大津波のため海岸の被害甚大に。9月下旬現在被害推定、死者3,375人、行方不明2,938人、住居を失った者3万家族・12万人。建物等の物的損失5億ペソ以上。

18日 ▶NPC 外債の公募契約に調印——ニューヨークで財務長官。計3億6720万ドル。米輸銀保証の米輸出金融債。

20日 ▶イサベラでNPA幹部投降——最近の2作戦で暗殺部隊長ら2幹部投降、5人逮捕、8人死亡。

21日 ▶イスラム会議代表団、南部視察——Amado^u Karim Gaye 同会議事務局長ら8人、サンボアンガ、ホロ視察（～22日）。

22日 ▶ミンダナオ復旧に10億ペソ計画——大統領発表。5カ年計画で、初年度4億ペソ。25日被災失職難民に対する雇用保障措置協議。

23日 ▶NPAアブラ州司令官逮捕——最近の一連の戦闘で、他に同州NPA副司令官ら7人死亡。

23日 ▶大統領、カダフィ議長招待——イスラム会議代表団との昼食会で。先に大統領夫人のリビア訪問招待を伝えた Ali al-Treki リビア外務次官は同議長への伝達を約束。代表団は24日離比。

24日 ▶地方長官の権限拡大——非管理職員の任命・昇進、承認済計画に従う資金の支出等（指令書448号）。

26日 ▶外国人のプランターからのコブラ直接買収は禁止——BOI。正式書類となっていないが、中国人からの申請をこの方針で却下している。

26日 ▶ダンテNPA最高司令官逮捕さる——パンパンガ州Mexico町Sto. Rosario村の隠れ家で、妻、生後2週間の長女と一緒に時に、部下9人も逮捕。本名 Bernabe Buscayno（32歳）、共産党中央委、政治局員、中央執行委、軍事委。

27日 ▶イスラム会議、和平交渉再開アピール——リビアのトレキ外務次官はクアラルンプールでのインタビュー

で、①5月の第7回イスラム外相会談はフィリピン政府に回教徒に対する軍事作戦停止を要請、②また同政府とMNLFに75年ジェッダ会談決議に従い問題解決のため交渉を再開するようアピールした、と述べた。

▶パンパンガでNPA容疑者49逮捕——ダンテ逮捕時 の隠れ家付近の住民10を含む。第1PC管区司令官ガタニ准将によれば、ダンテ逮捕で中・北部ルソンの反徒運動は80%弱まった。

▶コルプス元中尉はすでに拘留——大統領が国防審議会席上で発表。同時に他の既逮捕の24人の新共産党・新人民軍(CPP-NPA)指導者を並べ、テレビ中継を行った。これには中央委員10人が含まれている。大統領によれば CPP-NPA の推定武装兵力は以前の1,800から半減した。

28日 ▶CPP-NPA指導者特赦に反対勧告——総合軍事協議会(GMC、議長国防長官)が決定。現在破壊活動防止法により軍法会議に起訴されている者は56人。

30日 ▶DAR長官、刈分小作廃止・農地移転完了発表——大土地所有を解体し、封建制度を終らせた。DARは現在証拠書類の調整をしているが、年末までにこの仕事を終る。この仕事に影響する問題はまだあるが本質的には技術的なものにすぎない。

▶菲華商連総会の解散要求——同総会監事会メンバーの一人施性講(Dee Hue Chian)は商連は中国版の定款で運営され、これは6つの法律違反を犯しているとして、証券取引委員会にその解散を要請した。

▶INP近代化——ラモス警察軍(PC)、統合国家警察(INP)長官報告。過去18カ月間に機動性30%増、ピストル約3倍（1.1万→3.1万丁）等。

31日 ▶大統領、10月16日レファレンダム実施決定——閣僚・国家安全保障会議との会談で発表。①質問事項は当初の7から3に削減（戒厳令解除、暫定国民議会招集新議会設立のための憲法議会招集の各賛否）。バランガイ討議で追加の可能性もある。②憲法議会議員の選挙は77年第1四半期以前になろう。③レファレンダムに関し9月11日～10月15日の間自由論争を保証する。反対見解にも報道機関で同等の時間と紙面を与える。

▶クリスチャン左右両派の脅威に警告——国防長官は閣僚・国家安保会議で次のように述べた。クリスチャン左右両派の活動家が共産主義者やミンダナオの反徒より大きな問題であることが判明するかもしれない。彼らは反政府統一戦線を提起し、外国の資金援助を受けている。われわれは今日ミンダナオとイサベラを除き選挙を実施できる。共産主義者と回教徒反乱者と鬭わねばならない。クリスチャン両派の連合はより危険な脅威である。

▶エアロフロー、マニラ便計画——同社国際部総務部長ら4人滞在中。すでに予備交渉開始。

9月

- 2日 ▶ヨルダン初代大使信任状提出。
- 3日 ▶少数民族に24.8万ヘクタール返還——Panamin 発表。26州で176入植プロジェクト、10万戸建設。
- 5日 ▶イサベラで戦闘——エチャウゲ北東でNPAと第20陸軍大隊の戦闘で、NPA死亡4、逮捕1。
- 6日 ▶PTMPは77年7月開始予定——BOI。参加趣意書提出期限は10月1日。
- 7日 ▶レファレンダムはバランガイ主体で実施——ペレス選管委員長は、バランガイ民主主義の成熟度のテストとして選管は最少限の監督のみ実施すると発言。
- ▶学生組織の設立・活動許可規則公布——指令書438号(7/23)に従い国防長官公布。破壊活動分子の浸透防止のため学生組織の再組織を命じたもの。
- 8日 ▶NPA秘密武器庫発見——アブラ州Tineg町で銃56丁他。同時にイロコス山岳地域政治員を含む容疑者3人逮捕。PCによれば①過去3週間に同町でNPA員7人逮捕、9人射殺、②武器はチコ河ダム・プロジェクト反対運動に使用され、③新グループが Igorot Liberation Front と呼ばれるイゴロット族からなる組織を結成した(押収文書)。
- 10日 ▶農地改革の次の段階は農地の区画・整理統一大DAR長官。すでに5,400ヘクタール5試験プロジェクト建設。
- 同長官はまた最近私的土所有廃止計画を発表したが、多くの反対論に対し、9日これはまだ検討中で正式に採択されていないと弁明。
- ▶立法諮詢会設立令布告——大統領が國軍司令部での慣例の忠誠パレードの演説で発表。①名称は Batasan Bayan とする、②構成は閣僚19、同ランクの公務員9、全国市民議会連合執行委員、大統領の指名する13地域代表で合計132人。大統領は追加任命できる。議長は大統領。③第1回会議は、第4回戒嚴令記念日の9月21日に招集。以後大統領の決定で少なくとも年1回招集する(大統領令995号)。
- ▶北部山岳4州統合、第14地方創設決議——ベンゲット、イフガオ、マウンテン、カリンガ・アパヤオの4州知事がイゴロット族統合のためとして大統領に要請。
- 11日 ▶NPA、ネグリートを使い新フロント開拓——警察軍発表。
- ▶共産党、党再建に関する声明発表——これは本日付の「人民革命勢力は必ず勝利する」と題するアマド・ゲレロ党中央委員会議長の声明で、第3回中央委員会総会はどのように中央委員会を護り、十分な警戒をするかを検討した、1月および8月の事件にもかかわらず、全体として中央委員会は無傷であり、委員を入れ替えかつ増員できる、と述べている(11月11日「マラヤ革命の声」放送)。
- ▶ガボンと2協定調印——①通商協定、②経済・技術協力協定。
- ▶バシラン MNLF 最高指導者の副官投降——Insam Jangayan、部下25人と。活動地域 Kaling-Lamitan、Maluso。その確認によれば、バシラン MNLF 議長 Jery Salapuddin は軍当局との戦闘で負傷、全般的な指揮から離れている。
- ▶菲華商連総会に損害賠償訴訟——マニラ地裁に。前常任理事楊振殊は、理事長姚迺崑(Yao Shiong Shio)、秘書長鄧英達(Tang Tack)を相手取り、不法、不公正、不道徳に自分を常任理事から解任し、名誉を損ったとして100万ペソの賠償を請求。
- 13日 ▶外務長官、日比通商条約の再交渉要請——東京で宮沢外相との会談。
- ▶円借款調印——50億円。第5次円借款233億円のうち商品借款分。期間25年、利率3.25%。
- ▶反政府統一戦線に警告——ラモス警察軍長官は、新人民軍指導部の逮捕にかかるわらず国民は引き続き警戒すべきだ、反政府グループの統一戦線は国の安全に新たな危険を提起していると警告。
- 14日 ▶大統領一家、毛主席追悼式に参列——中国大使館で。
- ▶比米通商条約の条件——大統領は、ヤシ油とパーム油の関税を同一にすることが条約合意の条件の一つであると言明。
- ▶日比通商条約の改訂で合意——ロムロ外務長官と三木首相・宮沢外相との会談で。同外務長官は比側草案を手交、記者会見で「新条約成立までの暫定措置として、現行条約を77年1月26日から1年間暫定延長することで両国は合意に達した」と述べた。
- 15日 ▶軍法会議、ダンテラの罪状認否実施——コルプス、サンゴヨ3者とも無罪申立て。前2者は出頭権放棄の意思宣言、弁護士も拒絶。検察側はサンゴヨに対する起訴撤回を発表(他被告に対する国側証人となることを条件に国防長官覚書に従い)。
- ▶外務長官、東南ア中立化は困難——東京での記者会見で。域内に超大国の軍事基地が存在するので、ASEANは東南ア中立化に時日を要するであろう。こうした軍事施設がASEAN諸国のどれかにある限り、われわれはこの目標を達成できない。われわれはこの問題で国連の承認を必要としない。
- 16日 ▶憲法修正提案は直接国民投票に付す——大統領は記者会見で次のように声明した。①憲法修正提案のため憲法議会は招集せず、自分が修正案を提案する。国民

が提案を望む修正内容は市民議会を通じ9月21日までに得られるよう。立法諮詢議会は修正提案を正式なものとする。②国民は暫定国民議会の廃止・新立法機関の設立を提案しよう。もし10月16日にこの提案が批准されれば、次の正常化の過程=議会の通常選挙が実施されよう。通常選挙は夏までにまたは1~2月までに実施されよう。③慣習法下の戒厳令は特に西欧の人に耳ざわりな含みをもっている、抑圧的用語なので、戒厳令の含意のない新体制が望ましい(資料の憲法修正案参照)。実験がうまくいかねば、戒厳令にまたはそれを宣言せずそれに近い何かに復帰せねばならないであろう。

18日 ▶クリスチャン左派は教会自体ではない——バルベロ国防次官は国防長官発言に論評、次のように述べた。クリスチャン左派はカトリック教会または他のいかなる宗教組織を指すものではない。それに浸透している司祭のふりをした個人を指すもので、教会と国家の不和を促進するものではない。

(注) エンリレ長官発言要旨: 第3の集団が反乱運動のリーダーシップを引継ぎつつある。このグループは、より戦闘的・暴力的、かつ危険で、クリスチャン左派に支援されている。

▶2財源措置検討中——新財源10億ペソの一部調達のため。①短資取引課税。所得の15%まで課税。②同族会社の純所得に対する5~10%付加税。

19日 ▶在米反マルコス・グループを招待——ペレス選管委員長はTV番組で、マングラスプ・グループに帰国してレファレンダムに関する反対意見を表明するよう招待した、大統領は帰米の自由を保証したと述べた。

20日 ▶外資の対ホテル投資は停止——BOI。フィリピン人による開発十分になったため。また現在日本の数社からの連絡事務所の支店・子会社への転換申請を審査中。

21日 ▶第1回立法諮詢議会開会——大統領は「国民への報告」を発表、本議会は完全な議会政治への過渡期を促進するものであり、国民投票が賛成多数ならば、4年内に選挙が実施されようと述べた。

議会(21~22日)は、①10月16日国民投票実施、②1977年予算案無修正承認など6決議を採択した。

予算案概要。歳出総額274億ペソ。①経済開発110億。農林漁業21億、工業6億等。②社会サービス50億。③国防治安維持50億。④一般行政64億。経常支出169億、資本支出105億。歳入目標239億(GNPの16%)。

22日 ▶米、砂糖輸入税を3倍に引上げ——ポンド当り0.625セントから1.875セントに。

24日 ▶フィリピン語の教授用語全国使用は79年から一ピネダ国語研究所長発表。79年から初等教育(1~4学年)は社会教育課目で使用、84年までに専門コース終了試験を英、フィリピン語両方で実施する。

25日 ▶肥料価格引下げ——商品作物用を大幅に下げ、

食糧作物用と同一価格にした。後者の場合尿素43%, 硫安38%引下げ。尿素50kg袋74.65ペソでは輸入価格水準。

26日 ▶無条件の離婚制度提案——男女平等権賦与大統領令起草 フィリピン大学特別委員会。

27日 ▶フィリピン国際貿易・博覧センター落成。

▶最高裁に選管の国民投票実施停止仮処分申請——元下院議員 P. Sanidad 父子。他に2件の同様の申請が出された。1935年、1973年両憲法下では現職大統領は憲法修正を提案する権限を有しないとして大統領令991, 1033号の無効宣言を求めた。

29日 ▶タウイ・タウイ一部電化——電化組合がポンガオ島の2村1町で当初50棟に。

30日 ▶オフショア・バンキング設立承認——大統領令1034号。

▶大統領、日本・ASEAN 経済取決め提案——第2回 Business in Pacific Basin 会議で演説、原料と資本技術の交換、日本の原料加工プラントの ASEAN への移転を含む経済発展の継続と地域の平和を保証する手段として、提唱。

10月

1日 ▶BOI、登録企業の自己資本比率要件引上げ——現行25%を35%に。本日発効(共和国法5455号施行規則第5条改正)。

▶比米租税協定調印。

2日 ▶大統領強調、国民投票は選管だけが責任をもつ——大統領令1031号で991号を修正。

▶比・ベルギー租税協定調印。

3日 ▶IMF 総会向け、反政府2,000人デモ——神父、修道女、学生、労働者が「マルコス戒厳令独裁政権下の国民の窮状と政権を批判する」集会を開いたが、数プロック行進したところで武装警官に阻止され、解散。マルコス独裁政権反対、憲法改正反対、世銀のスラム移住計画融資反対、カリンガ・ダム計画反対をかかげ、J. サロンガ元上院議員が演説し、ホテル建設浪費、外国援助依存の経済政策を批難した。

4日 ▶第31回 IMF・世銀合同総会開催——マニラ(10/8)。

▶AID 贈与調印——500万ドル。中北部ルソン灌漑・洪水制御システム修復。

5日 ▶スラム代表、世銀融資取消し要請——トンド・ナボタス・マラボンの住民代表はトンド地区教会で IMF 総会カナダ代表ドレイク世銀理事との会見時に、世銀総裁宛書簡を手渡した。融資予定額は3200万ドル、用途は首都圏再開発。

7日 ▶回教徒問題でイスラム会議代表と会談予定——大統領は記者会見で次のように述べた。①フィリピン代表は来月ミンダナオ分離運動問題を今度限りで解決するためにイスラム会議のパネルと会談する予定、②ロムロ外務長官は10月6日キッソンジャーと基地問題の再交渉について会談した、新会談はマニラで再開されよう、③フィリピン国際会議センター自体の建設費は20億ペソだが実際の支出は8億ペソで、民間会社が中銀からの借り入れで建設した。

▶元大使、裁判官の国民投票問題討議参加に異議——A. Mutuc 元大使は、これを可能とした最高裁判決は国民の裁判所に対する信頼を壊すだけだと述べた。

10日 ▶ミランダ広場で反政府デモ——労働者・学生・宗教指導者ら約5,000人が午後8時警官隊と衝突、デモ隊6人、警官13人負傷(Time 誌は負傷34、死亡1)。初め、ラサール大学で選管承認の国民投票問題討論集会開催、次いで約1000人の武装警官にタクト通りへのデモを阻止され、ミランダに集結、マラカニアンへの行進を呼び、一部は警戒線を破り、レクト通りに進出した。

12日 ▶最高裁、大統領は憲法修正提案権を有する——8対2の評決で。少数意見は C. Teehankee, C. Palma 判事の2人。

▶農村銀行の対中銀返済を3年間延長——大統領はマサガナ99貸付未回収で経営の悪化している農村銀行救済のため中央銀行に対し、①対中銀借入金の返済期間を3年を限度に延長する、②訴訟中のマサガナ99未回収全勘定を対中銀満期債務の計算から控除するよう指示した。

(注) 農村銀行協会は11月マサガナ99未回収貸付の中央銀行による引継ぎを要請、現状では約300行が中銀の再割引を利用できなくなるとみられていた。

13日 ▶サロンガ、戒厳令解除を主張——戒厳令を解除し、真に自由な報道・独立の司法を含む基本的権利を回復してから憲法修正の国民投票を実施すべきだと述べた。

▶トレンチーノ、新議会の早期招集主張——同元下院議長はTV インタビューなどで、独裁から議会制に近づくため憲法修正に幾つかの反対はあるが、賛成投票する、しかし意見欄には新議会を1978年以前に招集すべき旨記入する、と述べた。

14日 ▶マカバガル前大統領、国民投票ボイコット呼びかけ——マニラ市内の教会で演説、「本当の議会はマルコスが死なない限り開かれない」と非難した。

▶市民グループ、憲法修正に反対表明——A Group of Concerned Citizens は憲法修正提案は独裁支配を永続化させるとの反対声明を発表した。主な署名者は、コンセプション前最高裁長官、タニヤード、サロンガ、ロハス、ロドリゴ、カラウ、アラネタの元上院議員、マカバガル前大統領、サルディバル、レイエス前最高裁判事等。

15日 ▶1980年前に選挙?——大統領はTV 演説で、レファレンダムの2質問に対する答が賛成であれば、国民が1980年以前の選挙に賛成しているかどうか国民のコンセンサスを再び問うであろう、と述べた。

▶投票時間延長——16日 7時~18時に加え、17日 7時~12時。16、17日の夜間外出禁止令を解除。

▶サバ州友好訪問団来比——団長州議会議長 Datu Hadji Momer ら8人(~10/19)。

▶大統領、後継者は文官7人グループ——TV インタビューで。①私に万一のことがあれば、私の後を継ぐのは文官7人からなる委員会で、彼らは議長を互選する。②軍はすでにこのことを了承している。③同委員会は私の後を継ぐに当って、直ちに国民投票で国民の判断を求めるであろう。

16日 ▶ボイコット指導者に警告——選管委員長はボイコットする者は起訴すると言明。

▶レファレンダム・国民投票実施——投票結果は資料参照。

17日 ▶全中国産品博覧会開催。

▶Tiruray 族反対83人帰順。

18日 ▶銅精錬プラント、資本割合決定——BOI 承認。産銅各社合計36%、政府34%、外国パートナー30%。プラント能力8.4万トン、コスト2~2.5億ドル。

19日 ▶大統領、戒厳令のより厳格な実施を考慮——①意見欄の国民の意思の分析結果によっては戒厳令をより厳格に実施、特に首都圏地域で厳しくする。②レファレンダム結果完全判明後に自治体役職者を多数任免予定。③バラングイを含め自治体役職者の選挙はありうる。

(注) 10月最後の週末に大統領命令の犯罪者取締で首都圏内で400人逮捕。

▶パプア・ニューギニア首相訪問——M. シマレ首相。22日大統領と会談、共同コミュニケ交換(~10/23)。

20日 ▶Filoil 精油所再開は78年か——業界筋。政府のプラント買収後、低効率のため75年末操業停止を決定。当時の操業率35.2%(9,500バレル/日)。

21日 ▶農地改革、農地移転対象拡大——農地改革4周年記念日に当り、次の要旨の指令書474号を公布した。7ヘクタール以下の米・とうもろこし小作地であっても、地主が7ヘクタール以上のそれ以外の農地または商・工・住宅用地として使用される土地を所有し、それから家族を扶養するに十分な所得を得られる場合には農地移転の対象とする。

(注) 上記指令による対象は、DAR 報告によれば、小作農約104,227、面積132,794.6ヘクタール、地主74,225。

▶対イスラエル関係で在比米企業を非難——財務長官は、米国法は米国企業がイスラエルをボイコットしてい

る国との取引を禁止しているが、これら諸国との取引拒否はフィリピンの利益に沿うものではなく，在比米企業は他国との取引ではフィリピンの政策に従うべきだと言明。

23日 ▶軍の民間人逮捕・捜索・押収手続ガイドライン——国防長官公布。①一部を除き、夜間または週末逮捕の禁止、②裁判所令状による場合を除き軍による民間人逮捕等は国防長官発行の令状によること等。

▶大統領、2質問で非公式レファレンダム計画——記者会見で表明。①いつ新暫定国民議会(B.P.)選挙を実施するか、および選挙は直接か間接投票方式かの2質問をバランガイの挙手または決議採決方式等の方法で諮問できる。②棄権者起訴との選管発表に全面合意しない。まず弁明の機会を与えるべきだ。③来年初めに軍・警察から高級役人に対する汚職キャンペーンを再開する。

26日 ▶チベット・ラマ教指導者来比——Gyalwa Karmans ら7人(～11/2)。Philippine Karma Mission, Inc. 会長 S. Dy ら中国人仏教徒多数出向え。

27日 ▶レファレンダム最終結果公式発表——選管発表。①戒厳令賛成90%、②憲法修正賛成87.65%。この結果に基づき大統領は憲法修正の国民による批准およびその10月27日発効を宣言した。また立法諮問議会の法制委員会に対し公聴会を開きバランガイとの協議を通じ、選挙の方式、暫定 B.P. 議員選挙の時期、選挙に地方首長を含めるかどうか、候補者指名の方法、などを決定するよう指示した。他方ビラタ財務長官は全閣僚の辞意を申し出たが、大統領はこれを保留した。

▶大統領夫人は出来るだけ早くリビアを訪問——大統領。これが南部の戦闘を終結させうる唯一の道である。

▶ベトナムとの大使館設立の条件照会を指示する——大統領は、駐ベトナム大使館設立を熱望していることを記録にとどめたい、と述べた。

28日 ▶大統領、戒厳令は段階的に解除する——国防長官等軍・警察幹部326人との国家安保会議で、問題はいつ解除するかにあり、決定は11月後半レファレンダム意見欄分析結果提出後に行なわれるかもしれない、と述べた。

29日 ▶11月から全政府計画のレビュー実施——関係省庁と、まず NEDA から開始。

▶回教徒フィリピン人の開発・福祉庁設立——イスラム会議の援助等を取扱う。Filipino Muslim Welfare and Relief Agency 廃止。

11月

2日 ▶町長30、バランガイ長100の起訴認む——法務長官。

▶フォルベスパーク暴行事件公判開始。

▶移民局、AP マニラ支局長の再入国拒否——Zeitlin記者。破壊活動分子と関係、反政府的な活動および誤った報道をしたとして。

3日 ▶11月末頃に回教徒と和平会談——エスパルドン南部軍司令官。11月または12月初めに比政府はリビアの招待を受け入れリビアの主催で比政府代表・MNLF 代表・リビア担当者の3者でトリポリで予定。

4日 ▶サダト・エジプト大統領夫人訪比(～7日)。

6日 ▶軍内の好ましくない者の排除命令——国軍参謀長が追加3点ガイドライン公布。

8日 ▶パンダラナイケ・スリランカ首相訪比——10日大統領と会談、文化、砂糖輸出、ココナツ・米生産技術交換の3協定に合意、11日共同コミュニケーションに調印(～12日)。

▶軍将校19、下士官兵308罷免——大統領命令。戒厳令以来総計1604人に。

9日 ▶検事ら190人免職——行政訴訟有罪判決で。

11日 ▶国防長官、戒厳令解除の時期は熟していない——その他発言、①國家の安全への最も可能性のある重大な脅威は不安定な経済状況の発展だが、政府は万一の場合状況に対処する用意がある。②国軍将兵が政治運営に関心をもつ可能性はない。

12日 ▶大統領夫人リビア訪問に出発——経済使節団(11人、団長パテルノ工業長官)が同行。14日トリポリ着(～11月18日)。

13日 ▶米政府は比側要求に合意——サリバン駐比米大使は、米政府は、基地の完全な支配および基地使用の代償を含めてフィリピンの要求に合意した、と述べた。

15日 ▶砂糖50万トンの燃料・化学用アルコール転換命令——大統領。石油節約のためガソリンに15%混合を予定。

▶NPA 支持者650人帰順——このほどアブラ州山中のTineg, Lacub 2町で。

17日 ▶比・リビア、政府・MNLF 和平会談開催で合意——15日以来比外交使節団とリビア政府との交渉は、重要な用語問題で難行していたが17日午前マルコス大統領夫人とカダフィ議長との2回目の会談で同議長がフィリピン側の修正要求を受け入れ、共同コミュニケーションが大統領夫人とトレキ・リビア外相との間で調印された。同時に同外相とパテルノ工業相との間で経済・技術協力協定も調印された。

共同コミュニケーションではリビアの主催でフィリピン政府といわゆる MNLF との会談をトリポリで行うこと、および大使館級の外交関係を開設することが合意された。

(注) 交渉の行詰まりは次の2点にあったといわれる。①比側は共同コミュニケーションで MNLF の用語を使うことを拒否、②リビア側はコミュニケーションで第7回イスラム会議(76年5月、MNLF の自治に関する9点行動計画を採択)

に言及するよう主張。最終的にはカダフィ議長の決定で、①は「回教徒の解放戦線」(複数)とし、②は単に「イスラム会議」とすることで合意に達した。

18日 ▶ 移民局、米人宣教師追放——E. M. Gerlock 師。75年1月選挙法違反で起訴され、有罪に、執行猶予条件に違反したため。20日米人宣教師 Albert Booms 神父も治安上の理由で国外追放された。9月にも破壊活動に関係しているとしてベルギー人司祭 F. Hocrtart も入国を拒否されている。

▶ 道路建設隊 トラック伏撃——南サンボアンガ州 Margosatubig で。6人死亡、9人負傷。

19日 ▶ PC、タバオのラヂオ局閉鎖——破壊活動援助容疑で北ダバオ州都 Tagum メリノール大構内の修道院長経営の DXCD 局。同時に同大の米人司祭、アナウンサー、タグム町の信徒指導者11を尋問のため同行、ダバオ市で6人逮捕。またブキドノン州マライバライの DXBB 局も同容疑で閉鎖された。

▶ 農地改革受益農民に不動産税支払の義務——財務長官は同税支払を以下の農民に通報するよう指示。①面積100ha 以上で主に米・とうもろこしに投げられている地主所有地に農地を有する小作農は、CLT 交付の有無にかかわらず、73年以後の不動産税、②農地が100ha 未満の地主所有地内にあるが、CLT を交付されている小作農は、CLT 発給の次の四半期分からの不動産税。

▶ 菲華商連総会理事長ら反訴——揚振殊元理事の損害賠償訴訟に対して。また SEC はこのほど施性講の11月の同商連全国大会停止の仮処分請求を却下、25日には同氏の同商連定款取消し申請を却下した。

20日 ▶ MNLF、和平会談歓迎声明——在トリポリ MNLF 事務局。フィリピン政府が南部フィリピンにおける闘争の解決として同地における完全な自治の設立に関するイスラム外相会議のすべての決議を承認したこと歓迎する。フィリピン政府と交渉する用意があり、12月15日トリポリでの交渉開催を歓迎する。

22日 ▶ 破壊活動容疑で40余人逮捕——20日以来NPA・教会連合のバックボーン打破のため、警察軍がダバオ市、同3州、マライバライで。

▶ NPA、タルラクの5村襲撃——推定約30人の NPA 部隊が午後4時マバラカット町の5村を同時に襲撃、C HDF (民間郷土防衛隊) を武装解除、銃器43丁を持ち去ったが、住民・財産の損害はなかった。

23日 ▶ 分益小作はまだ存在——FFF, PLRF, FARM の3農民組合指導者は記者会見で、地主の賃貸転換拒否と農民の無知・組織不足のために、地主である多くの公務員が同制度を行っている、と述べた。

▶ 対インドネシア国境パトロール協定実施交渉——ダ

バオ (~25日)。不法入国、海賊行為、密輸に対する共同パトロールの強化に関し5項目の合意に達した。

24日 ▶ 森林研究所、米軍保留地の一部取得——ジョンヘイ基地の一部で、米軍と国軍が8月合意覚書に調印、国軍を通じ10月同研究所に供与された。

▶ レイテ・サマールに機動隊創設——このほど新設、コード名「Leysam」。

26日 ▶ 大統領、再び中国人の帰化申請認む——受付期間は73年1月3日から3ヶ月。他方指令書270号に基づき4176人の帰化承認を発表。同時に次のように述べた。政府政策では在比中国人には2つの選択、①比市民となること、②中国市民となることがある。いずれも選択しない場合、比政府に関する限り無国籍と宣言される。いかなる単一のグループであっても常に菲華商連総会を支配しようとするのを奨励しない。誰がこの組織を運営すべきか、どんな旗を掲揚すべきかで時間を浪費せず、フィリピン国旗を掲揚し、その旗を助けよう。

▶ オフショア・バンキング規則公布——中央銀行回状546号。同時に拡大外貨建預金制度規則(回状547号)も公布。

29日 ▶ 政府の対教会政策に変化はない——バルベロ国防次官は最近のダバオ等での軍活動に関し、教会は国の安全保障・治安維持で政府の貴重な同盟者であるとして。

30日 ▶ 外務長官、キッシンジャー会談——メキシコ新大統領就任式出席のため滞在中のメキシコで基地問題を討議。

12月

1日 ▶ 西欧と同一の報道の自由存在——大統領。唯一の違いは、政府が予防拘禁と報道機関閉鎖の権限を持つことである、と述べた。

▶ 糖価値上げ発表——大統領。輸出価格低迷による砂糖輸出商社 Philex の損失削減のため、国内消費用卸値をピクル当り60から70ペソに、同工業用は86ペソに据置き、買上げ価格は国内消費用を60ペソ、輸出用を90ペソに引下げ、今年度の割当は前者35%、後者65%、在庫ゼロとし、平均買上価格を従来の108.75から79.5ペソに下げた。なお在庫は約141万トン。

6日 小売価格も精白糖でキロ当り2.05ペソに約18%, プラウン糖で同1.60ペソに約17%値上げされた。

▶ 国営の鉄鋼製品輸出商社設立——このほど正式に、社名は NSC Trading Corp.

▶ 近い将来の選挙実施に反対——農地改革省長官。

2日 ▶ 戒厳令解除の特定の日程は未定——大統領は、しかし、解除決定を可能にする3つの状況があると次のように指摘。①トリポリ和平会談は分離問題を最終的に

解決するかもしれない、②政府は分離・左右の陰謀などすべての反乱を停止できよう、③わが国の現在直面している経済的苦境に打ち勝てるであろう。破壊分子が、新人募集と教宣分野でマニラで再び活動的になっている。これが犯罪者の巣窟の手入れを実施している理由だが、状況は戒厳令前とは違う。

▶ ASEAN・EC 委員会 合同研究会第1回会議——貿易拡大を討議、マニラで。

4日 ▶米軍基地使用継続の見返りに10億ドル援助で合意か——米政府筋によれば、米議会で承認されれば在比基地の使用継続と引換に次5カ年にわたり約10億ドルの軍事・経済援助を与えることになる、10億ドルは基地交渉が事実上9月に停止する以前にフォード政権が申し出た金額のはば2倍(ロイター電)。米国務省当局者は、両国は上記問題に關し12月3日突然原則合意に達したと述べた(ニューヨークタイムズ=AFP電)。

5日 ▶外務長官、比米間に基地に関し合意はない——同長官は国務省は誤った報告を出してわれわれに圧力をかけようとしていると非難、比政府見解では言及されている10億ドルの金額は、軍事援助をカバーするにすぎず、経済援助は割増ということになる、と述べた。またイングレス外務次官も、交渉者は基地使用と交換の10億ドル支払に関し合意したがこれは原則的であって最終合意には達していない。金額の適用はまだ交渉による、と発表。

▶45品目輸入税引下げ——行政命令で30日後発効。国产されていない物で大部分原材料。

▶軍、イエズス会系2週刊紙の発行所閉鎖——破壊活動文書の印刷・発行容疑で器材等を押収したが逮捕者なし。①「Signs of Times」。編集は Association of Major Religious Superiors in the Philippines、②「Communicator」。同カトリック司教会議(CBCP)マスメディア全国事務局。

(注) 6日 CBCP 事務局長は、②紙は6月「フィリピンで社会通信に従事するイエズス会員」に引継がれ現在はカトリックの公式機関紙ではない、と発表。

6日 ▶基地交渉、米新政権発足後まで停止——米国務省発表。

▶憲法修正はマルコスを終身最高支配者にしない——法務長官。一部の修正は戒厳令解除後も有効だが、多くは(修正1, 2, 3, 5)期間中のみ有効である。

8日 ▶校内学生組織の設立・活動規則公布——教育長官。経済・社会・文化分野に沿う協会のみ認め、学生評議会の設立禁止は從来通り。

▶トリポリ和平準備会談の政府代表発表——大統領。団長 C. Z. バルベロ国防次官、副団長 L. Pangadaman

サウジ・アラビア大使、S. Datumanong 第IX地方長官、P. A. Castro アルジェリア大使、A. K. Sidri 南部フィリピン開発庁長官。

▶大統領、カトリック首脳と会談——大統領の要請でCBCP 代表と会談。2カトリック出版所・2放送局の閉鎖は教会に向けられたものではなく、法を犯した個人に対し取られたもので、教会・国家の関係に影響しないであろう、と述べた。

▶レファレンダム棄権者罰則——大統領令1053号。

10日 ▶大統領、糖業を崩壊させない——糖業代表者との会談で、損失を最少とするため減産することになるととして、①作物ローン、その他関連ローンの5カ年返済繰延べを指示、②現行価格水準で経営を維持できない限界地耕作者は飼料作物への転換を奨励され、彼らは農地改革計画の実施を免除されよう、と述べた。

(注) PNB は14日、同行の対糖業作物ローン2.5億ペソの5カ年繰延べ、DBPとの合同融資で作付の30%の飼料作物転換計画を予定と発表。

▶中国ジャーナリスト代表団来比。

11日 ▶大統領、基地交渉の2つの最低要件——基地に対する完全なフィリピンの主権の承認とは別に、①軍事援助条約による米国の元々の義務の再開、②基地使用に対する正当な使用料の支払いであるが、交渉ではまだ何の合意もない。未解決の争点には、①使用料支払の方法と性質、②基地の比人司令官の権限、③米軍人の犯罪に対する管轄権、④基地内で許される武器の種類などがある。

▶台風 Aring 被害——4日以来本日までビコール、東部ビサヤで死者72人、作物・建築物等5000万ペソ。

15日 ▶トリポリ和平会談開始——比政府側はバルベロ国防次官以下5人、MNLF側はミスワリ同議長を団長に、J. Yahya, A. Asani, I. Manjoorsa, H. Hassan が出席、Ali Trreki リビア外相・同会談監督委員会議長が開会を宣した。会談に先立ちミスワリ議長は、完全な独立でなく自治を望んでいると述べた。

会談は引続き16, 18, 20日に行なわれ、20日バルベロ代表は1点を除きイスラム会議事務局提出のほとんどすべての点で原則的合意に達したと述べた。また22日マルコス大統領は交渉で10のうち9点で合意に達した、と発表。

(注) 会談に同席した和平会談監督委員会は Gaye イスラム会議事務局長、同会議4カ国外相委員会(リビア、セネガル、ソマリア、サウジアラビア)代表で構成。

16日 ▶夜間外出禁止令解除期間——大統領府発表。12月16日朝から1月1日朝まで。治安の悪い地域は除外。

17日 ▶第2回立法諮詢問議会開会——大統領は開会演説で、われわれは最終的に本議会を引き継ぐ国民議会の設

立への処置を取らねばならないと発言。44決議案が提出され、選管からレファレンダム結果が報告された。

最終18日本会議は、バランガイとの協議後暫定国民議会議員選出のため特別選挙法を公布するよう大統領に要請する決議案を可決したが時期・方法では一致せず。

19日 ▶公有地譲渡法の失効延期——大統領。12月31日から1年間。1946年7月4日以前から農地を使用している者に未登記地の登記申請の機会を与えるため。最大5ヘクタールまで。

20日 ▶タニン・タイ首相公式訪問——22日比・タイ共同コミュニケーション調印(～22日)。

21日 ▶ADB, 5200万ドル借款承認——第4次ミンダナオ発電プロジェクト・アグスNo.4で5万KW計3基。

23日 ▶暫定和平協定調印——国営 ARNA 通信によれば、比政府と MNLF 両代表は和平協定に達し、協定は12月23日にリビア外務省で調印されよう、と報じた。

24日 ▶大統領、国軍に南部13州の軍事作戦停止命令——23日トリポリで結ばれた停戦コミュニケーションによる。その他合意では関係13州のそれぞれに国軍・比政府から2名および MNLF から2名計4名からなる委員会を設置し、同委員会はイスラム外相会議代表の助けを得て1977年1月1日から1月20日の期間に停戦コミュニケーションの実施を監督する。

(注) 上記13州は以下の通り。パンラン、スルー、タウイタヴィ、北サンボアンガ、南サンボアンガ、北コタバト、マギンダナオ、スルタンクダラト、南ラナオ、北ラナオ、南ダバオ、南コタバト、パラワン。なお、最後の3州は MNLF 側の主張で含められたという。

25日 ▶和平協定の詳細の詰めは恐らく3月初めに——大統領は、詳細を詰める会談は77年2月5日から3月3日にトリポリで開催、カダフィ議長は大統領夫妻の招待で4月最終協定調印に立ち会うためマニラを訪問しよう、同議長は訪問に合意した、と述べた。

▶大統領、拘留者1527人の釈放命令。

26日 ▶ミンダナオ13州で住民投票実施予定——大統領。各州が回教徒自治区に参加するか否か決定するため。これは憲法第11条第4節(2), 同第5節に従うもので、他の行政地域も間もなくこれにならうことになる。各地域は地域議会を選舉し、同議会は行政評議会を指名、大統領がこれを任命する。

27日 ▶大統領、4月7日和平最終協定調印を確信——24日協定の詳細は77年2月5日～3月3日の交渉で最終的に解決されねばならない。協定のスケジュールでは最終協定調印は4月7日。もし2月初めに住民投票を実施すれば、地域議会の選挙は多分最終協定調印後になろう。自治は約束されたが、MNLF が要求してきたものと同一ではない。現在合意されている自治は数州を地域化する政府形態で地域立法議会は地方自治法規定の権限を有し、歳入源は他の自治体と同一である。違いは、回教法(行政法と民法)およびこれを実施する特別の裁判所制度を有すること。この2法案の署名の用意はできている。MNLF 軍隊を国軍に編入するかどうか詳細は検討中で、地域安全保障制度が設けられるが、国軍と別の軍隊ではない。

▶世銀、道路借款承認発表——第3次世銀道路パッケージ借款9500万ドル。

29日 ▶大統領、ミンダナオ反徒拘留者の特赦研究中——停戦期間中に実施するとのイスラム会議の事務局長の大統領宛公式書簡による要請を受けて。さらに同事務局長は、闘争のため起訴される恐れのある者に対する法的訴訟を無効とし、回教徒反徒の移動および集会の自由を与え、難民に元の居住地に戻ることを認めるよう要請。他方住民投票を行うかどうかはまだ確定していず、検討中。これはわれわれ自身の考えはあるが、自治政府がどんな権限をもつかまだわからないため。しかし地方政府が州市の範囲境界および政治境界に影響する権限を与える場合、または地方政府の形態を変える場合には実施されよう。

ミンダナオ地方政府設立の可能性があるので、暫定国民議会(B.P.)議員の選挙は延期せざるをえなくなるであろう。またこの問題を討議するため立法諮詢議会を招集せねばならないであろう。

30日 ▶帰化申請資格緩和——大統領。①帰化特別委員会に、フィリピン語は書けないがすでに地域社会に融合している申請者の申請を自由裁量で受理することを認める。②年令制限を21歳から18歳に引下げる。③言語要件から英語またはスペイン語の話し、書くとの要件を除く等。

31日 ▶大統領、306人特赦。

参考資料

1. レファレンダム・プレビサイト質問紙と投票結果
2. フィリピン・リビア共同コミュニケ（全文）
3. フィリピン政府とモロ民族解放戦線との間の「停戦コミュニケ」（全文）
4. フィリピン共産党の党再建に関する声明（要旨）
5. フィリピン・ベトナム共同コミュニケ（全文）
6. フィリピン・ソ連共同声明（全文）
7. 主要経済措置リスト

1. レファレンダム・プレビサイト質問紙と投票結果

（1）質問紙（1976年10月16日実施）

I. レファレンダム

あなたは戒厳令の継続を望みますか？

II. プレビサイト

戒厳令の継続を望むと否とにかかわりなく、あなたは以下の憲法修正を承認しますか？二番目の設問に関してレファレンダムは、憲法第16条第2節の意図の範囲内でプレビサイトの効力を有するものとする。

修正案

1. 暫定国民議会（National Assembly）に代えて暫定バタサン・パンパンサ（Batasang Pambansa）を置くものとする。暫定バタサン・パンパンサ議員は、別段法律の定めなき場合、120人を超えないものとし、現職のフィリピン大統領、国の各地域から選挙される代表、各部門により選挙される18歳以上の者、および現職大統領により閣僚から選ばれた者を含むものとする。地域代表はそれぞれの住民数に応じならびに単純および累進比例に基づき地域に割当てられる。他方部門は法律により定められるものとする。各地域または部門の代表の数およびその選挙の方法は法律により規定されかつ規制されるものとする。

2. 暫定バタサン・パンパンサは暫定国民議会および通常国民議会と同一の権限を有し、当該議員は当該国民議会議員と同一の機能、責任、権利、特権および失格要件を有するものとする。ただし、当該議会は憲法第8条第14節の(1)に規定された権限（注・条約承認権）を行使しないものとする。

3. 現職のフィリピン大統領は、暫定バタサン・パンパンサ議員の選挙と選出から30日以内に暫定バタサン・パンパンサを招集し、議会議長が選挙されるまで会期の議長を勤めるものとする。フィリ

ピンの現職大統領は首相であり、かつ同人は暫定バタサン・パンパンサが組織されその機能を果す準備が整った後も引き続きそのすべての権限を行使し、かつ同様に同人は1935年憲法によるその権限および大権ならびに本憲法により大統領および首相に付与された権限を引き続き行使するものとする。

4. 大統領（首相）およびその内閣は、通常の大統領（首相）およびその内閣のすべて権限および機能を行使しかつ通常の大統領およびその内閣の責任を果しかつ大統領が定める失格要件にのみ従うものとする。大統領（首相）は、希望すれば、副首相または同人が必要と見なすだけの副首相を任命できる。

5. 現職大統領は、戒厳令が解除されるまで、立法権を引き続き行使するものとする。

6. 大統領（首相）の判断で重大な緊急事または脅威が存在した場合はそれらが急迫している場合はいつでも、もしくは暫定バタサン・パンパンサまたは通常国民議会が大統領の判断では即座の行動を要するいかなる問題についていかなる理由であろうとも適切に行動しないかまたはできない場合はいつでも、緊急事に対処するため國の法律の一部となる必要な布告、命令または指令書を公布できる。

7. バランガイおよびサングニアンは現在制定されている通りに存続するが、その機能、権限および構成は法律により変更されうる。

バランガイを通じ選挙委員会の監督の下に行なわれるレファレンダムは全国のまたは地方のいずれの利害に関するものであろうと重要問題について国民の意思を確かめるため政府が必要と見なすときはいつでも招集できる。

8. これらの修正のいずれとも抵触しない本憲法の

- すべての条項は引き続き効力を有するものとする。
- これらの修正は現職大統領がこれらがレファレンダムープレビサイトで投ぜられた票の過半数によって批准されたことを宣言した後に発効する。
- (出所) *Bulletin Today*, Oct. 10, 1976.

(2) 投票結果

レファレンダム

年令別	賛成	反対	棄権
15 ~ 17	2,415,970	206,719	49,436
18 ~	18,962,925	1,660,607	444,450
合計	21,378,895	1,867,326	493,886

プレビサイト（憲法改正）

年令別	賛成	反対	棄権
15 ~ 17	2,325,539	267,676	78,910
18 ~	18,466,349	2,011,609	590,024
合計	20,791,888	2,279,285	668,934

(出所) *Philippine Daily Express*, Oct. 28, 1976.

2. フィリピン・リビア共同コミュニケ（全文）

リビア・アラブ共和国政府の招待でイメルダ・ロムアルデス・マルコス・フィリピン大統領夫人は回教暦1396年11月22日から26日、西暦1976年11月14日から26日の間公式に訪問した。

この訪問の間フィリピン大統領夫人は革命評議会議長ムアマル・カダフィ大佐に迎えられ、フィリピン大統領夫人は同議長にフェルディナンド・E・マルコス・フィリピン共和国大統領からの書面メッセージを手交した。大統領夫人はまたアブデサラム・ジャロウド少佐・革命評議会議員兼首相に迎えられた。

実の多い会談がアリ・トレキ博士・外交担当国務大臣閣下を団長とするリビア・アラブ共和国代表団およびマヌエル・コリヤンテス外務長官代理閣下を団長とするフィリピン共和国代表団により行われ、会談で双方は両国間に技術協力を設立する可能性を研究した。両代表団の間でまた重要な国際問題特に第三世界に特別に利害関係のある問題に関する意見が交換された。

双方はフィリピンにおける回教徒問題の発展を研究した。リビア側は、双方にとって受け入れられる公正かつ完全な解決を見出すことを目ざすイスラム会議のすべての決議を受諾するにあたってのフィリピン政府の立場およびモロあるいは他におけるとにかくわらず回教徒解放戦線の立場に満足を表わした。

フィリピン側は、来るべき交渉を主催することを引き受けるにあたってリビア・アラブ共和国政府が払ったあ

らゆる努力に対して最大限の感謝の意を表した。

問題解決の重要性に気づきかつ当事者が一層親密となるためにリビア・アラブ共和国およびフィリピン共和国の間で大使館級の外交関係を開設しつつ早い機会に大使を交換することが決定された。

一層の親善かつ親密な関係に好ましい基礎を確立するために技術、経済、科学および文化協力の分野における2つの協定が両当事者の間で結ばれた。

フィリピン大統領夫人はまたトリポリで開催中の国家人民議会臨時議会に臨席するよう招待され、同夫人はユニークな民主主義の実験に賞讃の念を表した。

フィリピン大統領夫人はまたいくつかの進行中の開発プロジェクトを訪問する機会を得、プロジェクトに賞讃の念を表した。

フィリピン大統領夫人は、リビア・アラブ共和国滞在中同夫人およびフィリピン代表団に与えられた暖かい歓迎、礼儀および言葉に尽せぬ歓待に対し心からの感謝を表した。

ムアマル・カダフィ大佐・革命評議会議長は、フィリピン大統領に代って同大統領夫人からフィリピン共和国訪問の公式招待を受けた。招待は受諾され、訪問の期日はいつでも決定されることになった。

1976年11月17日リビア・アラブ共和国トリポリにおいて

フィリピン共和国に代って イメルダ・ロムアルデス・マルコス

リビア・アラブ共和国に代って アリ・アブデサラム・トレキ

(出所) *Philippine Daily Express*, Nov. 19, 1976.

3. フィリピン政府とモロ民族解放戦線との間の「停戦コミュニケ」（全文）

異った宗教信仰にもかかわらずフィリピン人の間の同胞愛と協力の精神でならびにムアマル・カダフィ大佐・革命評議会議長閣下およびフェルディナンド・E・マルコス・フィリピン共和国大統領閣下およびモロ民族解放戦線が払った努力、ならびにリビア・アラブ共和国、およびリビア・アラブ共和国、サウジアラビア王国、ソマリア共和国およびセネガル共和国からなる4カ国閣僚委員会により代表されるイスラム会議が尽した努力ならびにイスラム会議事務局長および同事務局のあらゆる努力の結果、

ならびにフィリピン共和国およびモロ民族解放戦線の間でリビア・アラブ共和国トリポリにおいて回教暦1397年1月2日、西暦1976年12月23日に結ばれた協定の結果、南部フィリピンにおけるすべての軍事作戦の停止に

加えて停戦が1976年12月24日金曜日に発効することが決定された。

(出所) *Philippine Daily Express*, Dec. 25, 1976.

4. フィリピン共産党の党再建に関する声明（要旨）

「人民革命勢力は必ず勝利する」（フィリピン共産党中央委員会議長の1976年9月11日付声明）

マルクス主義・レーニン主義・毛沢東思想の理論的基礎に基づき再建されたフィリピン共産党は7年を越える激しい革命闘争を経験し、その過程でイデオロギー的、政治的および組織的に発展した。1968年12月26日我々は無から出発して敢えて党の再建を断行した。今日我々は米国・マルコス一味のファシスト独裁に対する政治闘争の中で厳しい試練に耐えてきた数千の党員を擁しているので、多数のわが党指導者を殺したいとの敵の願望は單なる希望的観測にとどまっている。

党のリーダーシップは正しいイデオロギール線と政治路線に立っている。我々が大衆自身の正しい革命の大義のために闘争するよう大衆を覚醒させ、組織しつつ動員しさえすれば、我々は勝利に次ぐ勝利を勝ち取り、あらゆるレベルの党組織の有能な指導者を欠くことはないであろう。党幹部が革命的大衆の中から絶え間なく進み出ており、彼らは自己を鍛え、革命闘争の中で発展している。必要な時に党はいつでもその指導諸機関の構成員を増加しあるいは入れ替えることができる。9地域の党組織および中央委員会の様々の（?一般部門）はすべて中央委員会の幹部の富かな源泉である。我々は中央委員会の委員に任命できる多数の党幹部を擁している。彼らはイデオロギー的、政治的および組織的に適格である。彼らの頗著な特質は、彼らは経験があり、1968年の中央委員会委員と違って鍛えられていることである。

益々凶暴な敵の行動を物ともせず、第3回中央委員会総会はどのように中央委員会を維持し十分な警戒をするかを包括的に研究した。1月および8月の事件にもかかわらず中央委員会は全体として依然として健在であり、無傷であり、さらにその委員を入れ替え、増加できる。再建された党はあらゆる種類の大きな困難に出会い、打勝たなければならない。党創設後最初の2年間に中央委員会副議長が殺され、書記長が逮捕された。しかし我々は前進を続けてきた。

プロレタリア革命党に関する限り、多少の逆流の発生はかえって我々を鼓舞し、米国・マルコス一味のファシスト独裁に対する闘争を断固としてかつ効果的に続行させるに役立つだけである。我々は我々の闘争精神と闘争能力を高める益々幅広い基礎を持っている。我々は我々の経験を総括して我々自身の経験から肯定的および否定

的教訓を引出し、戦闘的に我々の緊急の任務を遂行している。最も重要なことは我々がマルコスのファシスト独裁と米帝国主義に対し不屈に闘わなければならず、人民の民族と民主主義の大義を実現しなければならないことである。我々はこれらの目的を実現するため人民大衆を覚醒させ、組織し、動員しなければならない。我々が人民に奉仕し、人民に依拠することを決意しさえすれば、我々は困難と犠牲に耐えることができるであろう。

我々は我々の敵を憎み、軽蔑しているが、しかし戦術的には我々は彼らを真剣に考え、彼らを真剣に扱わなければならない。我々は絶えず警戒を維持しなければならない。我々は都市と農村における地下活動を発展させるに巧みでなければならない。これは特に我々のゲリラ戦線がまだ小規模であり、都市と農村との間の調整にかかる事柄があるからである。

我々は敵が我々に関してもっている戦術上の情報のあらゆる断片を徹底的に研究しなければならない。我々はそうした情報を役立たないようにしなければならない。必要な時には我々は人員、所在地および方法を大幅に変更しなければならない。我々を支援するため活発に働くより多くの人々は、我々が敵と対抗し敵に打ち勝つためのより大きな力とより多くの手段をもっていることを意味するから、我々は我々の政治工作で良い仕事をしなければならない。

我々は指導集中と運動分散の原則を実行する。したがって我々が互に連絡が困難なときには、我々は総路線と中央委員会が定めた幾多の原則に従って断固として行動するであろう。様々の地域の党組織はイニシアチブを取って地方特有の条件に応じてその困難な任務を遂行できる。

様々の地域の党組織は、〔言語不明瞭〕、大衆組織と大衆運動は中央委員会の定めた自力更生の原則の基礎である。人民と戦場は我々の力と補給の尽きることのない源泉である。我々は我々の人民戦争の特質を巧みに把握し、断固として我々の緊急の任務を遂行しなければならない。

我々は革命の主体的能力を一層発展させるためあらゆる機会をつかみ、有利な客観的条件を利用して人民民主主義革命を前進させなければならない。（?都市）、農村地域、工場、学校、政府事務所、（?政治陣営）、刑務所の各党員は、その任務を力強く遂行し、フィリピン革命とプロレタリアートの階級指導を前進させなければならない。

(出所) 「マラヤ革命の声」放送、1976年11月11日——*Daily Report*, 17 Nov. 1976.

5. フィリピン・ベトナム共同コミュニケ（全文）

共に一致して両国間の友好関係を強化することを希望して、フィリピン共和国政府およびベトナム社会主義共和国政府は以下のように宣言する。

I フィリピン共和国とベトナム社会主義共和国との間の外交関係は以下の合意された四原則に基づく。

1. 相互の独立、主権、領土保全、不可侵、互の内政への不干渉、平等、相互利益および平和共存の尊重。
2. いかなる外国にも自国領土を他の国または地域内の他の諸国に対する直接または間接の攻撃および干渉のための基地として使用することを許さないこと。
3. 平等と相互利益に基づく友好と良好な善隣関係、経済協力および文化交流の開設。平等、相互理解および尊重の精神での交渉による地域内の諸国間の紛争の解決。
4. 東南アジアにおける眞の独立、平和および中立のためにそれぞれの国の特有の条件に従って繁栄する諸国家を建設するための地域内の諸国間の協力の発展、それによって世界の平和に寄与すること。

II ベトナム社会主義共和国政府およびフィリピン共和国政府は、外交関係を開設することに合意し、かつハノイおよびマニラにそれぞれ大使館を開設しかつ大使級の代表を交換することを決定した。

1976年7月12日マニラにおいて作成

フィリピン共和国政府代表 カルロス・P・ロムロ外務長官

ベトナム社会主義共和国政府代表 ファン・ヒエン外務次官

(出所) *NEDA Development Digest*, July 15, 1976.

6. フィリピン・ソ連共同声明（全文）

ソ連最高会議幹部会およびソ連政府の招待でフェルディナンド・E・マルコス・フィリピン共和国大統領およびイメルダ・ロムアルデス・マルコス同夫人は1976年5月31日から6月7日まで国賓としてソ連を訪問した。

訪問の間 L. I. ブレジネフ・ソ連共産党中央委員会書記長ならびにフェディナンド・E・マルコス・フィリピン大統領およびイメルダ・ロムアルデス・マルコス同夫人の間で会談が行なわれた。

フィリピン・ソ連会談が行なわれた。

フィリピン側から会談に参加した者は、フェルディナンド・E・マルコス大統領およびカルロス・P・ロムロ外務長官であった。

ソ連側から会談に参加した者は、N. V. ポドゴルヌイ・ソ連共産党中央委員会政治局員・ソ連最高会議幹部会議長、A. A. グロムイコ・ソ連共産党中央委員会政治局員・ソ連外務大臣、および N. V. ノビコフ・ソ連閣僚会議副議長であった。

友好的雰囲気と相互理解の精神の中で行なわれた会談と討議の間に双方の発展のための双務関係および見込みに関する問題および相互に利害ある現在の国際問題に考慮が払われた。

会談の間フィリピンとソ連の指導者は、二国間の関係は平和共存、相互の主権と領土保全の尊重、相互の内政への不干渉、平等および相互利益の原則に基づくものであることを確認した。両者は、この基礎に基づく関係の発展が両国の利益に役立ちかつアジアおよび全世界の平和と安全保障を強めるであろうとの確信を表明した。

よってフィリピン大統領とソ連最高会議幹部会議長は、フィリピン共和国とソ連との間に外交関係を開設するとの両国の決定を含む共同コミュニケに署名した。

フィリピン共和国とソ連は、両国間の外交関係の開設が安定した基礎に立つ様々の分野における協力の新しい可能性を提供するものと考える。双方は進んでこの方向で実際的な措置を取る旨表明した。

訪問の間公平かつ相互に有益な基礎の上に両国間の貿易拡大のための枠組を規定する貿易協定が調印された。双方はフィリピンおよびソ連の適当な組織に相互に有利になるように比ソ貿易の量を一層拡大しその構成を多様化する可能性を探求する任勝を委任することに合意した。

双方は比ソ間の科学・技術協力をはじめることに賛成の意見を述べ、これに関連して科学者および大学院学生の交換を促進し、両国の研究機関および組織の間の接触を広げるとの双方の意思を表明した。

双方は、両国民の間の相互理解と友好を促進するにあたっての文化交流の重要性を強調し、文化・教育およびスポーツの分野における接触の発展を一層促進することで合意した。双方は「フィリピン＝ソ連」および「ソ連＝フィリピン」友好協会の実際的な活動に留意した。

国際問題に関する意見交換の中で、双方は緊張の一層の緩和、国際協力の拡大および平和と安全保障の強化への近年の傾向に満足して留意した。双方は全欧安保会議の成果を評価した。

フィリピンおよびソ連は、アジアにおける平和と安定の強化を重視し、地域内の緊張の一層の緩和ならびにアジアを平和、自由および建設的な国際協力の大陸とするための条件の創出をあらゆる可能な方法で助長するとの双方の決意を宣言する。大国であろうと小国であろうと

アジアの諸国家は、かかる原則および国際連合憲章に従って武力行使の効果、国家主権の尊重、内政不干渉および相互利益をその諸関係の指針とすべきである。

今日の主要問題である軍縮を考慮して、双方は軍備競争を終了させ、厳格かつ効果的な国際管理による通常兵器はもちろん核兵器をも含む全般的かつ完全な軍縮をなし遂げるための効果的な措置に賛意を表明した。

双方は、あらゆる形態と表現で帝国主義および植民地主義と戦っている人民との連帯を再確認した。双方は国連総会が採択した植民地諸国と人民に独立を与えることに関する宣言の完全実施にあらゆる適当な方法で寄与するとの意思を表明した。

双方は、国連憲章の厳格な遵守に基づいて国際平和と安全保障を強化しつつ経済と社会の進歩を促進するにあたって国連が果たす重要な役割を強調した。

双方は、第3回国連海洋法会議を重視する。双方は、会議に先立ち多くの論点、特におのおのの諸国に即座のかつ重大な利害ある問題を討議し、すべての国に全般的に受け入れられる新しい海洋法会議に関する合意に達するため努力する意思を再確認した。

双方は、マルコス大統領のソ連訪問中もたれた会合と会談がフィリピン共和国とソ連との間の友好関係と協力の発展を促進するであろうことで一致した。

マルコス大統領は、ソ連指導者たちに近い将来フィリピンを訪問するよう招待した。招待は感謝して受諾された。

マルコス大統領夫妻は、ソ連最高会議幹部会、政府および国民の大統領夫妻と同行団への暖かい歓迎と惜しみない歓待に対しソ連指導者に深い感謝を表わした。

フィリピン共和国に代って (署名) フェルディナン
ド・E・マルコス

ソ連社会主義連邦共和国に代って (署名) ニコライ・
V・ポドゴルヌイ

モスクワにおいて、1976年6月2日

(出所) *NEDA Development Digest*, Jun. 15, 1976.

7. 主要経済措置リスト

A. 大統領令

No.	署名日付	内 容
866	76. 1. 2	外国船のチャーターまたはリースによる暫定登録を認める大統領令（以下PDとする）760号を修正する。
867	1. 2	フィリピン会議局を創設する。
870	1. 6	郵政長官を職権上関税徴収官兼務とする。
874	1. 15	石油製品の従量税を引上げる。

875	1. 15	統一国家警察員用の販売部を設置する。
878	1. 22	国家開発会社に内国造船業者ならびに内航海運に従事する自然人および企業を援助する権限を与える。
881	1. 30	保健長官に有害物質のレッテル貼り、販売流通を規制する権限を与える。
882	1. 30	政府機関の免税輸入を規制する。
888	2. 4	PD 853号第6条を改正する。
890	2. 9	船舶、難船その他の航行障害物および沈没船の積荷の未認可引揚げを処罰する。
894	2. 26	政府機関および政府から免税・奨励または助成を受けている企業に比国籍航空会社、海運会社の利用を要求する。
895	2. 26	民間航空局に外国航空会社に報復手数料・賃貸料を課す権限を与える。
896	2. 26	陸運・交通法を改正する。
897	2. 26	国産バージニア葉タバコの新最低価格を定める。
900	3. 4	フィリピン国営海運会社を設立する。
901	3. 15	PD 726号による国家穀物庁の免税輸入特権を廃止する。
902-A	3. 11	証券取引委員会に追加権限を与え再組織しつつ大統領府の監督下に置く。
903	3. 15	宣言217号の施行から一定地域を除外し、かつ同一地域を鉱業目的に開放する。
906	3. 19	PD 454号第2条を改正する。
908	3. 19	関税法の一部を改正する。
909	3. 19	内国歳入法第183条(b)（輸入品販売税）を改正する。
910	3. 22	エネルギー開発庁を設置する。
911	3. 23	RA 5180号第1条を改正する。
912	3. 29	PD 94号の一部を改正する。
913	3. 29	内国歳入法第24(c)条（会社間配当）を改正する。
914	3. 29	畜産開発審議会を設置する。
915	3. 29	畜産局・国家食肉検査委員会所属獣医に緊急手当を支給する。
917	4. 1	フィリピン荷主審議会内に貨物運送予約・貨物統合センターを設置する。
919	4. 1	RA 3518号（フィリピン退役軍人銀行法）を改正する。
920	4. 5	PD 897号を改正し、国産バージニア葉タバコの新最低価格を定める。

921	4. 12	メトロ・マニラ内の地方財政業務の行政を規定する。	976	8. 10	直接・専らに教育目的に使用される不動産に対する税の徴収を1975~76歴年について停止する。
922	4. 14	PD 172号を改正する。	977	8. 11	Philippine Fish Marketing Authorityを設立する。
924	4. 23	糖製業の機械類輸入に免税を与え, PD 791号を改正する。	979	8. 18	PD 600号(海洋汚染禁止)を修正する。
927	4. 30	フィリピン国家石油会社の定款を改正する。	984	8. 18	公害防止法(RA3931号)を修正する。
928	5. 1	新法定最低賃金を規定する。	992	9. 2	National Fertilizer Corp. of the Philippines(PERTIPHIC)を設置する。
929	5. 4	内国歳入法第84条(b), および191条を改正する。	1001	9. 22	RA 1828号修正, スリガオ鉱区のニッケル・コバルト・鉄以外の鉱物の開発を認める。
930	5. 13	輸出手続を簡素化する。	1005	9. 22	RA3741号(民間融資法)を廃止する。
934	5. 14	賠償法(RA1789号)を改正する。	1007	9. 22	中央銀行法第29, 34条を修正する。
939	5. 29	PD 464号を修正し, 畜産用牧草地を5カ年免税とする。	1034	9. 30	オフショア・バンキング制度設立を認める。
940	5. 29	フィリピンの首都をメトロ・マニラとする。	1035	9. 30	RA 6426号による預金銀行の権限を拡大する(拡大外貨預金制度)。
941	5. 29	フィリピン輸出審議会を設立する。	1038	10. 21	非米・トウモロコシ農地の小作農の土地保有条件の保障を強化する。
946	6. 17	農業関係裁判所を再組織する。	1045	11. 5	10ペソ以上収入印紙の無効を宣言する。
947	6. 17	Domestic Satelite Philippines, Inc.に通信衛星・電信による営業を許可する。	1051	11. 25	内国歳入法第9条修正(遺産相続される不動産に関する課税価格評価法)。
948	6. 17	Power Development Councilを強化・再組織する。	1055	11. 26	適格外国人に帰化を認める。
949	6. 17	PNOCにバタアン州国有地の一部の所有権を与える。	1059	12. 1	造船・船舶修理所の操業を規制する(海運業庁の機能および責任を規定)。
953	7. 6	植林を義務化し特定植物の未認可伐採を処罰する。	360	1. 9	PNOCによる石油製品無税輸入規則。
956	7. 9	National Gaming Commissionを設立する。	366	1. 22	適切的給与証明書の受戻。
957	7. 12	分譲地・共有住宅購入者保護法。	368	1. 26	スト・ロックアウト禁止重要産業の指定。
958	7. 14	スリガオ鉱区の民間人開発を認める。	372-A	2. 9	「Balikbayan Program」を延長する。
959	7. 14	PD257号(PEFTOK Investment and Development Corp設置)を修正する。	389	3. 24	中古トラック, タイヤの輸入を一時停止する。
960	7. 14	改正刑法第201条を修正する(公序良俗に反する文書・映画・劇等に対する罰則強化)	390	3. 25	公共輸送機関等に対する燃費補助を延長する(4/1~6/30)。
962	7. 14	PD894条を修正する(「Shipping lines」を「Vessels」に修正する)	394	4. 9	「Reunion for Peace」計画を修正する。
969	7. 24	PD 960号を修正する。	400	4. 30	PNOCに石油輸送能力増大を指示する。
970	7. 24	改定刑法第138, 142条を修正する(反乱・煽動罪の罰則強化)。	403	5. 19	森林開発局規則違反者の伐採免許の取消しを指示する。
972	7. 28	石炭の開発・利用を促進する。	404	5. 19	植林キャンペーン指示。
			412	5. 29	総合製鉄所組織・建設委員会設置。

B. 通 達

- 413 5. 29 米・トウモロコシの買上支持価格および小売上限価格引上げ。
- 419 6. 30 全バス会社の財務、営業監査を指示する。
- 425 7. 7 ホテルの最低室料決定を指示する。
- 464 9. 23 低コスト住宅建設に関し硫黄鉱床の開発を一時停止する。
- 474 10. 21 一定条件下で1ha以下地主所有地を農地移転計画の対象とする。
- C. 大統領行政命令**
- 465 4. 28 National Commission on Countryside Credit and Collection 設置。
- 479 11. 15 通達229号修正（自動車への反射三角板・早期警報器の設備義務規定）。

（出所）Business Day File, No. 30~41.

D. 中央銀行の主な金融措置（ ）

- ▶回状489号（75.12.15）——銀行・非銀行金融仲介機関による商業手形の発行と流通に関する規則（SECの商業手形登録規則の順守）。
- ▶回状490号（ ）——回状347号に従いO/AまたはD/Aで認められる輸入は「必需生産財（EP）」に該当する品目にのみ限られる。

▶回状491号（12.16）——船積み日から60日以内に輸出業者は輸出代金を適格外貨で送金し、外貨受取り後3日以内に清算すること。

▶回状492号（76.1.2）——回状414号修正。預金利子率改訂。①普通預金、a. 商業銀行。7%以下、日平均残高による四半期複利。b. 非商業銀行。7.5%以下、四半期複利。②定期預金。a. 期間90日以上。b. 最少額100ペソ以下。c. 利子率。i) 商銀。90日…8.5%，180日…9%，360日…10%，540日…11%，730日…12%，ii) 非商銀。90日…9%，180日…9.5%，360日…10.5%，540日…11.5%，730日…12.5%。

▶回状493号（1.2）——1. 満期730日を超える定期預金の利子率は利息制限法を適用されない。2. 満期730日を超えるdeposit substituteは利息制限法を適用されない。ただし預入れ銀行からの借入れの担保としてはならない。

▶回状494号（1.2）——準銀行業務の許可を受けた非銀行金融仲介機関が満期730日以下の債務証券の買取から請求できる各種手数料を含む最高利回りは17%とする。730日を超えるものの利回りには制限を設けない。2. 銀行機関による満期730日を超える貸出しに対する各種手数料を含む最高利子率は19%とする。3. 上記利回りでの貸出しおよび債務証券の買取りの残高は、回状434号にいう商銀および農村銀行の満期730日を超える定

期預金、deposit substitute 残高のおのの80%，100%を越えてはならない。

▶回状495号（1.2）——1. 金融仲介機関による一回のdeposit substitute 取引の最低額は4/1以後は満期730日以下では10万ペソ、730日超では5万ペソ、7/1以後はおのの20万ペソ、10万ペソとする。2. 同上取引の最低満期は4/1以後7日、7/1以後は15日とする。ただし銀行間借入れには適用しない。3. 同上取引は自己宛約手、戻し契約、出資分返還請求権付受益証券に限られる。

▶回状496号（1.2）——回状388号修正。全銀行機関のdeposit substitute の準備率を20%とする。満期730日超のものは免除する。4/1から5.5%，以後20%に達するまで毎月0.5%引上げる。準備の構成は中銀預け金25%，75%まで保有現金または政府、公社の債務証書とする。

▶回状497号（1.2）——回状389号修正。1. 非銀行金融仲介機関のdeposit substitute 負債に対する準備率を20%とする。ただし4/1から5.5%，20%に達するまで以後毎月0.5%引上げる。

▶回状500号（ ）——準銀行業務に従事する全金融仲介機関は、投資家に商業手形の振出しに先立ちSECからの商業手形振出し認可または免除証明書を提示することおよび同手形の買取りに先立ち振出し機関に同種証明書の提示を求める。

▶回状502号（2.2）——農村銀行規則・細則改正。

▶回状503号（2.2）——商銀、貯蓄・抵当銀行等の本支店間取引の調整規則。

▶回状504号（2. ）——準銀行業務を認可された銀行および非銀行仲介機関の満期730日以下の貸出しに対する最大限手数料規則。1. 商銀、DBP、土地銀行、非銀行金融機関。元本残高50万ペソ未満に対し年率2%，50万超100万ペソ未満1.75%，100万ペソ超200万ペソ未満1.5%，200万超300万ペソ未満1.25%，300万超500万ペソ未満1%，500万ペソ超0.75%。2. 上記以外の銀行は同じく3%まで。3. 元本2000ペソ未満では年率最低手数料は20ペソ。4. 一年分を超える手数料の先払いを要求してはならない。

▶回状505号（2. ）——回状494号修正。満期730日以下の債務証券の最高利回り17%を超えない利回りの債務証券の買取り残高は、満期730日以下のdeposit substitute 債務残高を下回ってはならない。

▶回状509号（2.13*）——商銀役員、従業員の自行での要求払預金口座開設を禁止する。同様の禁止は、①配偶者、保護下にある未成年の子弟、②同人が営む個人営業、組合、引受済社外株式の過半数を所有する株式会社にも適用される。

- ▶回状 513号 (4.23*) —— 株式取引所に設置されるデータ・ボードの外貨取引規則。
- ▶回状 516号 (4.23*) —— 貸付時の両建て預金および既存預金口座の引出し禁止または制限を行なってはならない。ただし貸付申請時の既存預金の抵当に入っていない部分が担保に差入れられる貸出の場合は適用されない。
- ▶回状 517号 (4.23*) —— RA337号第77条（貸出契約書記載以外の目的への貸出金の使用禁止）施行規則。
- ▶回状 518号 (5.7) —— オーストリア・シリングを外貨準備適格通貨とする。
- ▶回状 520号 (5.14*) —— 外国人の国内銀行および準銀行業務認可金融仲介機関に対する株式投資規則（事前承認制）。
- ▶回状 522号 (6.7) —— 銀行の統一会計制度規則。
- ▶回状 523号 (6.7) —— 非銀行金融仲介機関の統一会計制度規則。
- ▶回状 526号 (6.11*) —— 回状 520号に新項目追加。
- ▶回状 527号 (6.25*) —— 中銀の対民間銀行貸出しある該銀行の預金準備が4週間継続して不足した場合停止され、同様4週間継続して不足を生じない場合に再開される。
- ▶回状 530号 (6.25*) —— 回状356号（銀行役員の資格）修正。
- ▶回状 532号 (7.2*) —— RA720号第4条施行規則。農村銀行持株会社の農村銀行株式取得は同行の所在地域内の農村銀行に限られ、特定農村銀行株式の取得限度は20～30%とする。
- ▶回状 533号 (4.8*) —— 銀行は表面金利・実効金利等の利子計算・支払に関する情報を預金者に提供すること。
- ▶回状 536号 (7.22) —— 1. 首都圏外の特定地域にある商銀、スリフト銀行の支店または本店の預金債務の少なくとも75%は当該地域内に投資されること。2. 中銀債務証書、中央・地方政府公債への投資もこの目的に適格とする。ただし民間貸出しある総預金の50%以上とする。
- ▶回状 542号 (7.16*) —— Integrated Agricultural Financing Program-Coconut の活動規則・細則。
- ▶覚書・回状 (10.12) —— 農村銀行の中銀に対する満期経過再割引債務の清算をカバーする返済計画（期間3年以下）の承認ガイドライン。
- ▶回状 543号 (10.26) —— 回状 422号修正。1. RA265号第87条による商銀・非商銀の貸出しに対する担保証券の担保掛け目は、マサガナ99およびマサガナン・マイサン融資制度にもとづく場合は100%とする。2. 中銀の再割引歩合および商銀等の最高貸出金利は、(a)上記制度についてそれぞれ1%，12%，(b)上記以外の米・トウモロコシ、家禽、養豚、漁業、飼料・ソルガムの生産融資についてはそれぞれ5%，12%とする。ただし上記制度により満期日以前に返済を完了した農民・借り手に対する金利は10%以下とする。
- ▶覚書 (11.15*) —— 当座勘定の一時的借越は、当該勘定取扱いに付随して発生する通常の銀行手数料を原因とする以外認めない。認められる場合200ペソを限度額とする。
- ▶回状 545号 (11.12*) —— 銀行・非銀行金融仲介機関による満期366日以上の商業手形および債券の発行および譲渡に関する規則。
- ▶回状 546号 (11.19*) —— PD1034号（オフショア・バンキング制度）施行規則。
- ▶回状 547号 (11.19*) —— PD1035号（外貨預金受入れ承認銀行の根拠拡大）施行規則。
- ▶回状 548号 (11.26*) —— 非株式貯蓄・貸付組合の預金準備は8%とする。
- ▶回状 549号 (11.26*) —— 回状509号修正。銀行職員の自行での要求払い預金口座開設に関する規則。
- ▶回状 550号 (12.3*) —— 政府歳入の収入報告提出および徴収金の送金の遅延に対する罰則修正。

(注) * 当該の通貨委員会決議承認の日付。

(出所) Business Day File. No. 30~41.

主要統計

第1表 産業別国内総生産

第2表 労働力統計

第3表 消費者物価指数

第4表 主要経済指標

第5表 製造業生産量指数

第6表 通貨増減要因

第7表 中央政府現金勘定

第8表 新規登録企業国籍・産業別投資

第9表 BOI 承認国籍別外國投資

第10表 外国為替収支

第11表 10大輸出入品

第12表 最終用途別輸入構成

第13表 相手国別輸出入額と比率

第14表 対外債務残高

第1表 産業別国内総生産¹⁾ (1772年価格)

(単位 100万ペソ)

	価額 (100万ペソ)			対前年増加率 (%)		構成比 (%)		
	1974年	1975年	1976年	1975年	1976年	1974年	1975年	1976年
農林漁業	17,465	18,116	19,144	3.7	5.7	27.3	26.6	26.4
鉱業	1,403	1,423	1,457	1.4	2.4	2.2	2.1	2.0
製造業	15,981	16,537	17,464	3.5	5.6	25.0	24.3	24.1
建設業	2,665	4,060	4,952	52.4	22.0	4.2	5.9	6.8
電気・ガス・水道	581	618	664	6.4	7.4	0.9	0.9	0.9
運輸・通信・倉庫	2,933	3,263	3,491	11.2	7.0	4.6	4.8	4.8
商業	14,200	14,985	15,786	5.5	5.3	22.2	22.0	21.8
サービス業	8,680	9,120	9,525	5.1	4.4	13.6	13.4	13.2
国内総生産	63,908	68,122	72,483	6.6	6.4	100.0	100.0	100.0
海外からの純要素所得	600	169	93	-71.8	-45.0			
国民所得	52,187	55,232		5.8				
間接税マイナス補助金	6,472	6,735		4.1				
資本減耗引当	5,849	6,324		8.1				
国民総生産	64,508	68,291	72,576	5.9	6.3			

(注) 1) 1976年12月22日現在推計

(出所) NEDA—Bulletin Today, Dec. 29, 1976.

第2-1表 産業別就業人口 (各年2月現在)

(単位 1000人)

	1973	1974	1975
労働力人口	13,472	14,148	14,286
就業人口	12,777	13,572	13,768
農林漁業	6,851	7,432	7,497
鉱業	72	53	44
建設業	476	359	418
製造業	1,357	1,453	1,440
電気・ガス・水道	34	36	42
商業	1,513	1,526	1,574
運輸・通信	481	506	527
サービス業	1,975	2,185	2,190
不詳	18	23	38
失業人口	695	576	518
失業率 (%)	5.2	4.1	3.6

(出所) National Census and Statistics office.

第2-2表 産業別雇用指数 (各年上期平均) (1972=100)

	1974	1975	1976	対前年比 (%)	
				1975	1976
全産業	121.4	110.4	116.6	-9.1	5.6
農林漁業	145.7	106.9	100.4	-26.6	-6.1
鉱業	105.5	103.6	101.3	-1.8	-2.2
製造業	111.5	116.4	122.9	4.4	5.6
電気・ガス・水道	144.2	168.5	182.7	16.9	8.4
建設業	116.8	115.6	207.7	-1.0	79.7
商業	104.5	103.4	110.0	-1.1	6.4
運輸・通信	107.9	110.4	105.2	2.3	-4.7
金融・保険・不動産	121.1	116.1	127.8	-4.1	10.1
サービス	104.9	107.5	112.6	2.5	4.7

(出所) CB Review, Aug. 31, 1976.

第2-3表 非農業労働者賃金率指数（マニラ・同郊外）

(1972=100)

	名目賃金		実質賃金			名目賃金		実質賃金	
	熟練	未熟練	熟練	未熟練		熟練	未熟練	熟練	未熟練
1965年	68.2	60.9	115.2	102.7	1971年	95.3	94.3	105.2	104.0
1966年	71.6	65.3	114.7	104.5	1972年	100.0	100.0	100.0	100.0
1967年	75.0	68.4	113.0	103.0	1973年	105.3	102.7	95.4	92.8
1968年	81.0	76.1	119.4	112.0	1974年	115.0	110.8	77.4	74.4
1969年	85.3	79.7	123.2	115.0	1975年	119.6	104.0	74.3	74.5
1970年	90.6	88.4	114.4	111.4	1976年	122.9	123.5	73.4	73.7

(注) 1976年は1~6月平均。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1975.*CB Review*, Aug. 31, 1976.

第3表 a. 全国消費者物価指数

(1965=100)

b. メトロ・マニラ消費者物価指数^a

(1972=100)

	全品目	食品	衣類	住宅	光熱水道	その他		全品目	食品	衣類	住宅	光熱水道	サービス	その他	
1964	96.9	95.0	95.2	98.5	97.4	97.7	1973	114.0	114.1	117.1	119.8	104.2	108.2	113.4	
1965	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1974	152.3	156.7	171.8	139.0	151.0	139.2	168.3	
1966	104.8	106.1	105.8	102.1	103.0	102.6	1975	164.7	166.9	189.6	150.2	160.1	153.0	193.7	
1967	110.6	113.7	111.9	104.5	103.6	106.2	1976	1	170.6	170.3	192.2	156.5	165.7	161.4	200.9
1968	113.0	115.5	115.8	108.4	103.1	109.9		2	170.1	170.7	193.4	156.6	170.1	161.8	201.0
1969	114.5	116.8	118.7	109.7	104.3	111.7		3	170.4	171.0	193.5	156.6	170.1	161.8	201.0
1970	131.5	134.0	140.9	116.0	127.7	129.3		4							
1971	160.2	173.2	165.6	121.7	152.8	143.1		5							
1972	173.4	189.1	189.0	126.9	156.5	150.9		6							
1973	194.5	213.7	227.6	133.5	173.2	164.2		7							
1974	271.9	305.5	328.2	146.2	312.8	214.2		8							
1975	292.1	320.2	375.3	149.6	343.9	244.4		9							

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1975.

(注) P. 暫定。1972年=100とする新シリーズ。

(出所) 中央銀行 *Philippine Economic Indicators* Oct., 1976.

第4表 主要経済指標

				1973年	1974年	1975年	1976年 ^b
農 ¹⁾	食糧	穀米(1000トン) とうもろこし(")		4,414.6 1,831.1	5,594.1 2,288.7	5,660.0 2,568.4	6,159.5 2,766.8
業	輸出作物	ココナツ蜜糖(") 未加工アバカ(") 丸太(100万ボート・フィート)		1,698.4 2,244.9 119.2 3,811.9	1,702.7 2,444.9 125.9 2,957.2	1,820.0 2,393.9 128.4 2,587.7	
鉱業		金銀(純金、キログラム) 鉄鉱石(1000トン) クロム鉱石(") 銅(地金, ")		17,801 58,837 2,254.6 580.3 221.2	16,687 53,062 1,608.1 529.5 225.5	15,607 50,699 1,418.1 524.3 223.8	7,497 ^a 22,989 ^a 567.3 ^a 194.3 ^a 417.8 ^{a,c}
発電量		マニラ電力会社(100万kW·h)		6,448	6,279	6,747	3,583 ^a
生産量指数 (1972=100)	農林漁業 ¹⁾ 製造業 鉱業			102.6 127.7 102.5	108.2 114.7 149.3	114.4 111.0 99.1	121.0 ^b 110.8 ^a 90.2

(注) 1) 作物年度(7月~6月)。p: 暫定数字。a: 1~6月。b: 1~9月。c: 銅精鉱。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec., 1975. 1976年は *CB Review*, 31, Aug., 1976.

第5表 製造業生産量指数 (1972=100)

	1973	1974	1975	1~9月			
				1973	1974	1975	1976 ^p
全業種	127.7	114.7	111.0	121.2	113.6	109.7	110.8
1. 食品、飲料、タバコ	126.4	104.5	100.2	125.1	100.7	98.5	108.3
食品	138.2	107.4	98.5	137.0	102.5	97.2	111.2
飲料	101.0	102.8	109.1	99.9	103.1	105.9	120.8
タバコ	77.2	89.4	100.8	74.8	86.2	98.6	80.5
2. 織物、衣料品、皮革	114.3	109.9	122.1	111.7	111.4	117.9	120.5
織物	115.3	104.7	108.2	112.5	107.8	105.7	97.5
衣料品	111.6	117.4	131.4	106.3	116.7	118.7	147.0
皮革・同製品、毛皮	79.3	77.9	90.7	81.7	73.4	83.2	63.5
はき物	129.5	129.8	187.8	134.5	131.3	200.0	157.7
3. 木、同製品	227.6	112.3	104.6	123.1	114.4	104.9	93.4
木、同製品	116.3	86.2	84.5	121.3	90.9	82.9	83.4
家具、建具	480.9	171.6	150.5	127.2	168.0	155.0	117.1
4. 紙、同製品、印刷・出版	120.3	130.1	107.6	123.9	135.5	106.3	116.8
紙、同製品	111.6	107.6	90.3	113.0	112.6	90.4	112.5
印刷・出版	128.4	157.9	123.6	134.0	166.0	121.0	121.1
5. 化学製品、ゴム、プラスチック	105.1	122.0	93.0	106.5	124.3	91.2	89.9
工業化学品	108.8	176.7	124.0	108.4	177.0	131.2	96.1
その他化学品	109.5	155.5	94.1	106.9	157.6	93.1	91.0
石油精製	100.0	69.7	88.6	108.6	73.3	82.8	96.3
その他石油・石炭製品	104.1	89.7	87.1	105.9	93.5	81.6	90.5
ゴム製品	84.6	40.6	37.0	87.3	43.8	37.3	34.4
プラスチック製品	93.3	82.9	64.0	97.0	80.3	63.0	62.5
6. 非金属鉱物製品	133.8	109.0	96.1	130.8	111.7	94.9	106.9
陶磁器、土器							
ガラス、同製品	131.6	82.9	79.3	127.3	88.5	76.6	82.7
その他非金属鉱物製品	135.0	122.7	106.3	132.7	123.8	106.9	119.9
7. 基礎金属業	154.4	166.1	184.5	146.8 ^a	201.7 ^a	183.8 ^a	184.7 ^a
8. 加工金属製品、機械、設備	131.7	132.2	139.6	120.4	122.4	131.4	125.6
加工金属製品	108.6	132.6	132.7	104.2	103.6	125.6	132.8
非電気機器	201.7	150.6	165.2	177.4	145.8	160.6	114.6
電気機器	121.3	114.9	129.7	112.0	128.4	116.8	106.6
輸送器機	131.5	136.3	143.3	118.2	114.6	135.4	139.7
専門、測定設備	75.4	178.3	67.2	84.8	103.8	82.4	85.7
9. その他製造業	125.3	114.0	81.9	113.0	149.4	77.2	72.2

(注) p: 暫定数字。a: 以下の数字は1~6月。

(出所) CB Review, 31 Aug. 1976. Business Day, Jan. 11, 1977.

第6表 通貨増減要因

(単位 100万ペソ)

	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年 ^a
A. 公的部門						
1. 対中央政府信用	2,962.7	3,466.1	4,924.9	4,809.7	4,789.4	5,425.7
控除: 現金・預金残高	983.5	1,656.8	3,797.0	5,858.8	3,658.1	3,537.6
IMF勘定		55.4	- 95.1	- 109.1	- 113.0	- 113.0
合計	1,979.2	1,753.9	1,223.0	- 940.0	1,244.3	2,001.1
2. 対地方政府・政府機関信用	2,659.2	1,819.2	1,352.3	1,974.2	4,927.4	7,137.5
控除: 動産・定期預金	388.7	380.6	393.4	576.3	609.2	1,061.6
中央銀行その他勘定純計	144.1	- 314.6	865.4	1,826.2	898.6	333.8
合計	2,126.4	1,753.2	93.5	- 428.3	3,419.8	5,742.1
公的部門計	4,105.6	3,507.1	1,316.5	- 1,368.3	4,664.1	7,743.2
B. 民間部門						
対民間信用	9,715.6	12,601.4	16,422.1	24,135.9	28,501.8	29,867.7
控除: 動産・定期・保証金預金	5,932.1	6,065.6	8,291.8	16,439.1	19,821.7	22,437.0
民間商銀その他勘定純計	1,794.1	2,838.7	5,260.8	994.5	2,774.0	2,892.4
民間部門計	1,989.4	3,697.4	2,869.5	6,702.3	5,906.1	4,538.3
C. 公・民間部門計	6,095.0	7,204.2	4,186.0	5,334.0	10,570.2	12,281.5
D. 対外部門						
外貨準備・外為差金	1,613.2	2,869.5	6,774.4	7,221.9	8,179.5	8,612.1
控除: 海外補償借入れ	1,579.3	1,453.0	985.4	3,548.1	8,434.9	10,178.7
IMFクレジット		703.1	752.7	906.4		
外貨預金	280.4	1,121.0	968.7	70.8		
外貨建 CBCI その他	23.8	—	101.1	2,570.9		
対外部門計	- 527.6	- 407.6	3,966.5	3,673.8	- 255.4	- 1,566.6
E. 通貨供給高	5,567.4	6,796.6	8,152.5	9,007.8	10,314.8	10,714.9

(注) a) 1976年6月末現在、他は各年末。

(出所) Central Bank, Annual Report 各年。1976年は CB Review, 31 Aug. 1976.

第7表 中央政府現金勘定(暦年)

(単位 100万ペソ)

	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年 ^a
期首現金残高	843.0	881.0	1,242.4	3,712.0	6,842.7	7,105.0
A. 経常勘定純計	- 90.6	- 930.0	2,120.8	2,568.3	- 726.6	- 395.8
受取	5,869.4	5,990.2	11,094.5	17,722.3	21,425.5	10,755.1
支払	- 5,960.0	- 6,920.2	- 8,973.7	- 15,154.0	- 22,152.1	- 11,150.9
経常	- 5,738.6	- 6,655.4	- 8,678.7	- 14,647.9	- 21,483.0	- 10,759.7
利子支払	- 221.4	- 264.8	- 295.0	- 506.1	- 669.1	- 391.2
B. 金融勘定純計	128.7	1,291.4	348.8	562.4	988.8	749.4
1. 債務償還	- 2,582.3	- 2,358.0	- 4,835.0	- 6,104.3	5,364.8	3,365.9
うち中銀当座貸越	- 351.0	- 325.0	- 400.0	—	—	—
減債基金支払	- 87.0	- 81.0	- 77.0	- 126.2	221.5	107.8
2. 借入れ	2,711.0	3,649.3	5,183.3	6,666.7	6,353.1	4,115.3
うち中銀当座貸越	326.0	425.0	—	—	—	—
C. 現金勘定純計	38.1	361.4	2,469.6	3,130.7	262.2	353.6
期末現金残高	881.1	1,242.4	3,712.0	6,842.7	7,105.1	7,458.6

(注) a) 6月末現在。

(出所) Central Bank, Annual Report 各年。1976年は CB Review, 31 Aug., 1976.

第8表 新規登録企業国籍・産業別投資、1975年(払込資本)

(単位 1000ペソ)

	合計		フィリピン人		中國人		アメリカ人		その他	
		%		%		%		%		%
合 計	1,635,483	100.0	1,576,897	100.0	29,411	100.0	5,140	100.0	24,035	100.0
農 業	47,850	2.9	47,042	3.0	283	1.0	196	3.8	329	1.4
林・漁業、畜産	57,948	3.6	55,758	3.5	925	3.2	356	6.9	909	3.8
金 屬 鉱 業	32,939	2.0	31,267	2.0	794	2.7	30	0.6	848	3.5
非 金 屬 鉱 業	4,591	0.3	4,193	0.3	98	0.3	—	—	300	1.2
製 造 業	210,509	12.9	187,889	11.9	11,416	38.8	630	12.3	10,574	44.0
建 設 業	191,938	11.7	186,546	11.8	1,954	6.6	721	14.0	2,717	11.3
電 気・ガス・水道	3,742	0.2	3,742	0.2	—	—	—	—	—	—
卸・小 売 業	439,709	26.9	424,537	26.9	10,001	34.0	790	15.4	4,381	18.2
金 融 機 関	75,627	4.6	75,401	4.8	4	—	15	0.3	207	0.9
保 険	3,692	0.2	3,513	0.2	76	0.3	2	—	101	0.4
不 動 産	158,201	9.7	154,515	9.8	586	2.0	1,107	21.5	1,993	8.3
運 輸・通 信	186,223	11.4	184,032	11.7	917	3.1	532	10.4	742	3.1
各種 サービス	222,514	13.6	218,462	13.9	2,357	8.0	761	14.8	934	3.9

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec., 1975.

第9表 BOI 承認国籍別外国投資(共和国法 5186, 6135, 5455号による)

(単位 1000ペソ)

	合計	米国	台湾	日本	イギリス	カナダ	オーストラリア	スイス	韓国
1968	97,503	57,492	1,188	1,688	11	—	—	—	—
1969	115,933	71,487	10,320	2,184	5,465	—	—	1,074	—
1970	95,897	42,280	7,388	2,096	6,332	1	—	121	—
1971	523,561	98,507	369,200	15,030	2,935	440	—	90	—
1972	317,266	198,363	12,110	24,703	1,943	18,019	201	20,300	—
1973	541,573	245,708	38,798	62,119	115,779	11	2,056	194	—
1974	1,466,563	278,890	61,550	692,760	163,173	66,378	67,222	53,150	—
1975	473,732	139,173	56,260	81,750	12,964	744	56,743	14,298	81,733
1976a	538,199	228,153	20,088	76,915	20,504	1,104	42,882	77,963	—
合 計	4,170,227	1,360,053	576,902	959,225	329,106	86,697	169,104	157,190	81,733

(注) a) 1~9月合計。

(出所) Board of Investment—*Business Day*, Jan. 10, 1977.

第10表 外国為替収支

(単位 100万ドル)

	1973	1974	1975	1976 ^p	76/75増減比 (%)
経常収支	690.8	-101	-573	-534	6.8
商品取引	293.3	-370	-1,050	-879	16.3
輸出	1,709.2	2,519	2,182	2,172	-0.5
輸入	1,415.9	2,889	3,232	3,051	-5.6
非商品取引	240.7	285	251	130	-48.2
受取 ¹⁾	680.7	850	903	868	-3.9
支払	440.0	565	652	738	13.2
移転収支	156.8	186	226	215	-4.9
受取	159.5	187	228	218	-4.4
支払	2.7	1	2	3	50.0
資本収支 ²⁾	-19.8	9	52	384	638.4
長期資本	-42.6	42	178	274	53.9
流入	327.0	417	524	673	28.4
流出	369.6	375	346	399	15.3
短期資本	25.2	-34	-130	106	181.5
流入	208.4	244	100	197	97.0
流出	183.2	278	230	91	-60.4
誤差脱漏	-2.4	1	4	4	-
総合収支	671.0	110	-521	-150	71.2
金融勘定	-671.0	-110	521	150	-71.2
中銀補償借入	-105.9	180	445	232	-47.8
借入	128.6	490	1,163	1,252	7.6
返済	-234.5	310	718	1,020	42.1
外貨準備増減	-565.1	-290	76	-54	171.1
外貨準備	875.9	1,165	1,089	1,035	-5.0

(注) 1) 中央銀行の外國借款に関する取引を除く。2) 米政府支出を含む。

p: 暫定数字。a: 調整を含む。

(出所) Central Bank—Business Day, Jan. 13, 1977.

第11表 10大輸出入品

(単位 100万ドル)

	輸出					輸入			
	1973年	1974年	1975年	1976年 ^a		1973年	1974年	1975年	1976年 ^a
丸太・木材	339.0	246.4	194.1	63.2	非電気機械	296.0	424.0	654.9	338.2
砂糖	274.7	737.4	580.7	227.2	石油、潤滑油	187.6	653.4	769.9	435.7
銅精鉱	275.2	393.2	212.1	128.0	輸送機器	102.3	265.3	301.6	126.4
コブラ	165.8	139.8	172.3	78.9	卑金属	150.4	295.7	212.8	111.5
ココナツ油	151.1	380.7	230.3	145.0	電気機器	70.8	105.3	156.9	110.5
乾燥ココナツ	32.4	60.3	33.9 ^b	13.1 ^b	穀類、同製品	111.8	154.9	175.4	63.1
パイナップル罐詰	19.7	30.6	34.7	24.6	燥薬、化学製品	80.1	113.8	109.3	55.1
未加工アバカ	19.6	37.5	33.3 ^c	24.4 ^c	繊維原料	60.3	88.7	77.6	63.6
金	103.5	74.3	76.4	35.4	化学生原料	75.4	216.1	153.6	37.2
バナナ	27.8	45.5	73.1	38.9	酪農品	45.2	74.5	93.8 ^d	58.8 ^d
10品目計	1,408.8	2,145.7	1,640.9	778.7	10品目計	1,180.0	2,391.7	2,705.8	1,380.1
輸出総額	1,886.3	2,725.0	2,294.5	1,203.1	輸入総額	1,596.6	3,143.3	3,459.2	1,786.3

(注) a: 1~6月 b: 糖みつ c: コブラ・ミール d: 金属製造品

(出所) Central Bank, Annual Report 各年。1976年は CB Review, 31 Aug. 1976.

第12表 最終用途別輸入構成

(単位 100万ドル)

	1970年		1971年		1973年		1974年		1975年		1976年*	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
合 計	1,090.1	100.0	1,186.0	100.0	1,597	100.0	3,143.4	100.0	3,459.0	100.0	1,786.3	100.0
生 産 財	1,015.5	93.2	1,079.5	91.0	1,452	90.0	2,913.2	92.7	3,187.2	92.1	1,670.9	93.5
機 械 設 備	205.2	18.8	202.9	17.1			472.3	15.0	675.2	19.5	337.8	18.9
未加工原材 料	158.0	14.5	187.2	15.8			746.7	23.8	908.3	26.5	480.8	26.9
半加工原材 料	595.4	54.6	628.5	53.0			1,491.9	47.5	1,471.0	42.5	789.5	44.2
サプライズ	56.9	5.2	60.9	5.1			202.3	6.4	132.7	3.8	62.8	3.5
消 費 財	74.7	6.8	106.4	9.0	145	9.1	230.1	7.3	271.8	7.9	115.4	6.5
耐 久 財	6.5	0.6	4.8	0.4			9.5	0.3	15.2	0.5	6.8	0.4
非 耐 久 財	68.1	6.2	101.6	8.6			220.6	7.0	256.6	7.4	108.6	6.1

(注) a) 1~6月

(出所) Cnetral Bank, Annual Report 各年。1976年は CB Review, 31 Aug. 1976.

第13表 相手国別輸出入額と比率

(単位 100万ドル)

	米 国		日 本		西ヨーロッパ ^b		アジア(日本を除く) ^c	
	輸 入		輸 出		輸 入		輸 出	
	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%
1949~50年	362.2	78.1	208.3	72.0	15.1	2.3	16.7	5.8
1951~55	336.7	70.4	252.1	36.9	28.8	6.0	45.6	11.6
1956~60	282.4	50.3	264.3	53.6	94.0	16.7	100.6	20.4
1961~65	280.2	41.2	316.5	48.0	134.8	19.8	173.1	26.3
1966	284.5	33.4	346.4	41.8	243.9	28.6	246.3	31.9
1967	362.7	34.1	352.6	42.9	306.9	28.9	278.6	33.9
1968	372.2	32.4	391.5	45.6	326.7	28.4	283.3	33.0
1969	320.2	28.3	360.3	42.2	336.7	29.8	328.8	39.2
1970	315.1	28.9	440.2	41.5	344.9	31.6	420.8	39.6
1971	291.2	24.6	459.6	40.4	395.1	30.3	398.6	35.1
1972	312.6	24.8	486.0	42.4	390.8	31.0	373.4	32.6
1973	449.5	28.2	676.0	35.8	518.5	32.5	674.5	35.8
1974	733.0	23.3	1,156.7	42.4	864.6	27.5	949.2	34.8
1975	754.2	21.8	664.3	29.0	966.3	27.9	865.0	37.7
1976*	389.1	21.8	421.4	35.0	507.1	28.4	265.7	22.1

(注) a: 1~6月暫定数字。b: 1970~75年は EC。c: 1970~76年は ESCAP 諸国。

(出所) Central Bank, Statistical Bulletin, Dec., 1972~73年は 1974年 Annual Report. 76年は CB Review, 31 Aug. 1976.

第14表 対外債務残高*

(単位 100万ドル)

	75年末残高	76年中取引			76年末残高
		取 得 額	返 済 額	調 整	
総 計	3,750.1	3,843.3	2,086.7	47.3 ^b	5,554.0 ^p
中 央 銀 行	748.4	856.7	874.1	4.4	735.4
回 転 信 用	396.2	843.5	842.7	—	397.0
定 期 信 用	352.2	13.2	31.4	4.4	338.4
政 府 部 門	1,230.2	1,141.3	186.3	43.9	2,229.1
回 転 信 用	28.6	51.5	35.8	-18.6	25.7
定 期 信 用	1,201.6	1,089.8	150.5	62.5	2,203.4
I M F	125.0	90.8	46.1	3.2	172.9
IMF石油融資	113.6	63.4	—	-1.0	176.0
IMF拡大融資	—	103.6	—	—	103.6
そ の 他	963.0	832.0	104.4	60.3	1,750.9
民 間 部 門	1,771.5	1,845.3	1,026.3	-1.0	2,589.5
回 転 信 用	354.8	1,164.4	811.1	-38.5	669.6
定 期 信 用	1,416.7	680.9	215.2	37.5	1,919.9

(注) a: IMF の SDR 割当 5930 万ドルを除く。b: 前年までの取引。p: 暫定数字。

(出所) 中央銀行—Bulletin Today, Jan. 2, 1977.